

# 第2期大槌町 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月  
(令和5年3月改正)  
岩手県 大槌町







# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の性格と役割 .....	1
(1) 計画の根拠法令等 .....	1
(2) 計画の位置付け .....	2
(3) 計画の対象 .....	3
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制 .....	3
(1) 子ども・子育て会議の設置 .....	3
(2) ニーズ調査の実施 .....	3

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯の状況 .....	4
(1) 人口の推移 .....	4
(2) 人口構成 .....	5
(3) 児童人口の推移 .....	6
(4) 出生率の推移 .....	7
(5) 合計特殊出生率の推移 .....	7
(6) 自然動態・社会動態 .....	8
2 世帯の状況 .....	9
(1) 世帯数の推移 .....	9
(2) 子どものいる世帯数の推移 .....	9
3 婚姻等の状況 .....	10
(1) 婚姻、離婚の状況 .....	10
(2) 未婚率の推移 .....	11
4 就業の状況 .....	12
(1) 就業者数・就業率の推移 .....	12
(2) 産業分類別就業状況 .....	13
(3) 年齢別就業状況 .....	14
5 教育・保育の状況 .....	15
(1) 教育・保育施設の状況 .....	15
(2) 児童数の状況 .....	16
(4) 放課後児童クラブの状況 .....	16
6 人口推計 .....	17
(1) 人口推計 .....	17
(2) 児童人口の推計 .....	18
7 小学校・中学校・義務教育学校の状況 .....	19
(1) 学校の状況 .....	19
(2) 児童・生徒数の状況 .....	20
8 ニーズ調査の概要 .....	21
(1) 調査結果（一部抜粋） .....	21

## 第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念 .....	26
(1) 基本理念 .....	26

(2) 基本目標 .....	26
2 計画の体系 .....	29
<b>第4章 実施計画</b>	
基本目標1 子育てしやすい生活環境の確保 .....	30
(1) 良質な生活環境の確保 .....	30
(2) 子どもの安全を守る環境づくり .....	31
基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進 .....	32
(1) 育児休業等を取得しやすい環境の整備 .....	32
(2) 家族全体での積極的な育児参加 .....	32
(3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備 .....	33
基本目標3 子どもの健やかな成長 .....	33
(1) 次代の親の育成 .....	33
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育 .....	34
(3) 家庭や地域の教育力の向上 .....	34
基本目標4 地域における子育ての支援 .....	35
(1) 相談・情報提供の充実 .....	35
(2) 教育・保育サービスの充実 .....	36
(3) 児童健全育成の充実 .....	37
(4) 経済的支援の充実 .....	38
基本目標5 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進 .....	39
(1) 児童虐待防止対策の充実 .....	39
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 .....	40
(3) 障がい児施策の推進 .....	41
基本目標6 母親と乳幼児の健康確保及び増進 .....	42
(1) 子どもや母親の健康の確保 .....	42
(2) 食育の推進 .....	43
(3) 思春期保健対策の充実 .....	43
<b>第5章 重点項目子ども・子育て支援事業計画</b>	
1 教育・保育提供区域 .....	44
(1) 子ども・子育て支援サービスの充実 .....	44
(2) 教育・保育提供区域の設定 .....	45
(3) 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保 .....	46
(4) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制 .....	50
<b>第6章 計画の推進</b>	
1 計画の推進体制 .....	62
(1) 町の役割 .....	62
(2) 家庭の役割 .....	62
(3) 地域社会の役割 .....	62
(4) 学校教育の役割 .....	63
(5) 企業の役割 .....	63
2 計画の達成状況の点検・評価 .....	64
<b>資料編</b>	
1 大槌町子ども・子育て会議条例 .....	65
2 大槌町子ども・子育て会議委員名簿 .....	67
3 計画の策定経過 .....	68







# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められています。

国においては、平成15年に制定された次世代育成支援推進対策法に基づき、総合的な取り組みを進め、社会情勢の変化を受け、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

本町では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが父母や地域の愛情に包まれて健やかに成長できることを目指して、平成27年3月に「(第1期) 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援の取り組みを行ってきました。

その後も全国的に少子化が進行する中、国においては特機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となって更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、現計画が終期を迎えることを機に、本町の子育て環境の向上に向けて、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるため「第2期大槌町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## 2 計画の性格と役割

### (1) 計画の根拠法令等

子ども・子育て支援法第61条の規定により、各市町村は、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定める必要があります。

#### ■子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本方針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

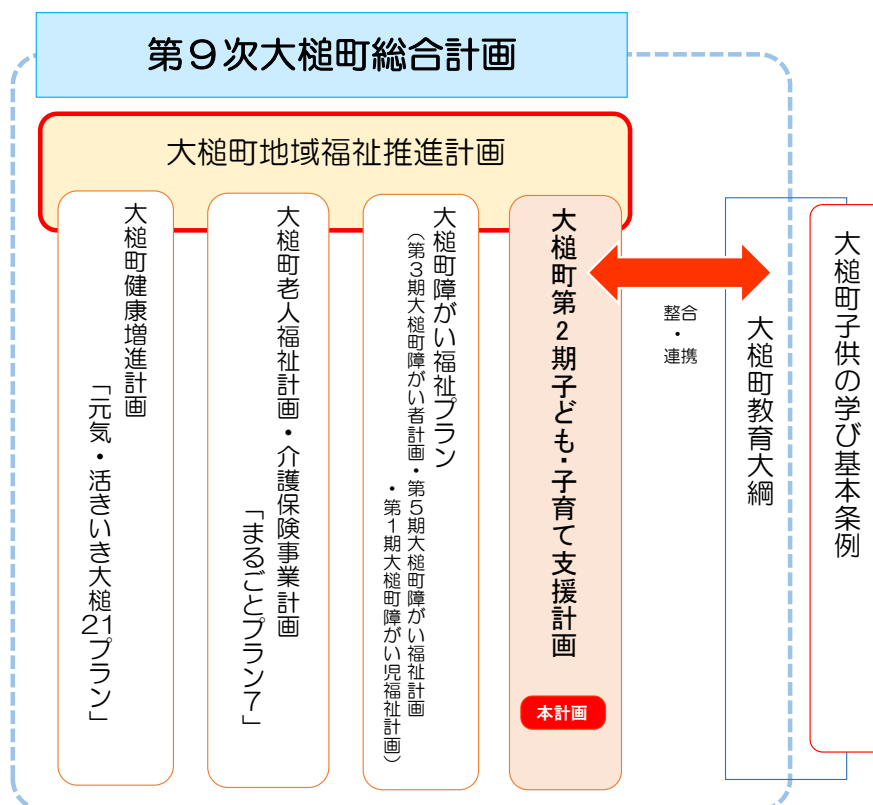
## (2) 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画です。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにするものです。

なお、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画が義務策定から任意策定に変更されたことを受け、本町では、「子ども子育て支援事業計画」に「次世代育成支援行動計画」を包含し、本計画を子ども・子育てに関する総合計画として位置付けるものとし、これまでの少子化対策と子育て支援への施策の方向性を持続・継続していくため、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に可能な限り引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。なお、「母子保健計画」の内容も踏まえ一体的に策定しています。

また、本計画の策定については、「第9次大槌町総合計画」をはじめ「大槌町地域福祉推進計画」、「第5期大槌町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」などの関連する他の分野別計画や「大槌町子供の学びの基本条例」、「大槌町教育大綱」との整合・連携を図ります。

### ■計画の位置付け



### (3) 計画の対象

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。

また、この計画において「子ども」とは、概ね18歳以下、「小学校就学前児童」とは、小学校就学前の子どもを指します。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせるなど、柔軟に対応を行うこととします。

## 3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までを一期とした5年間の計画とします。

## 4 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本町においては、「大槌町子ども・子育て会議」を設置し、保健福祉課が事務局を務める中で、委員が計画内容の検討・審議を行い、会議における意見の計画への反映を図りました。

### (2) ニーズ調査の実施

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的として、平成30年12月～平成31年1月にアンケート調査を実施しました。

#### ■調査の概要

対象	配布数	①回収数 【回収率】	無効回答 (※)	②有効回答 【有効回答率】
就学前児童	529件	199件 【37.6%】	0件	199件 【37.6%】
就学児童	489件	358件 【73.2%】	0件	358件 【73.2%】

※無効回答については、白紙またはそれに準ずるもの。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

### 1 人口・世帯の状況

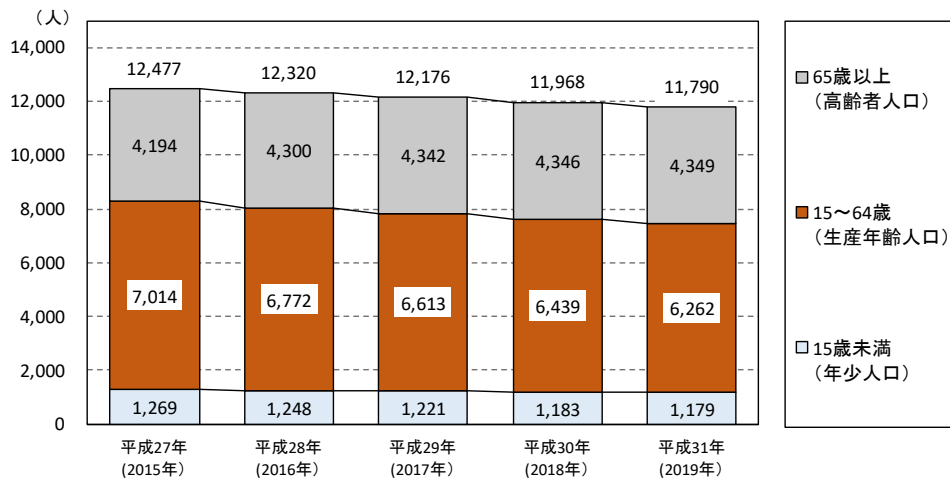
#### (1) 人口の推移

総人口は減少傾向で推移し、平成31年4月1日現在では、11,790人となっています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向ですが、高齢者人口は増加傾向となっています。

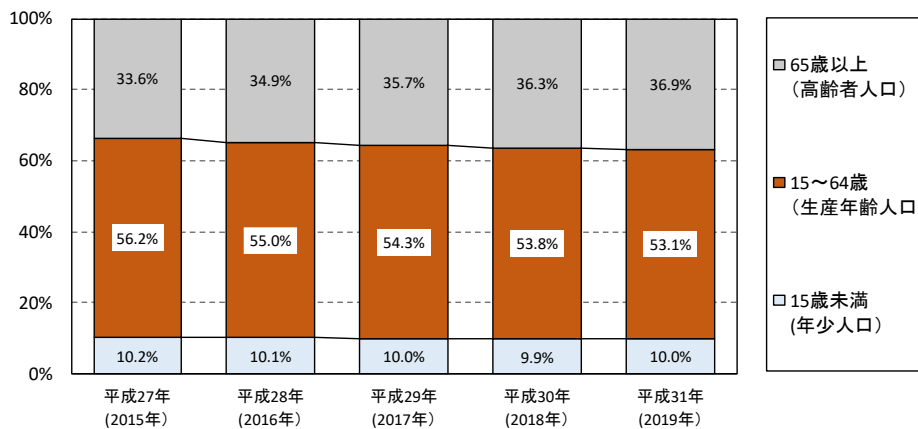
また、平成31年4月1日現在の年齢3区分別人口割合は、高齢者人口が38.2%、生産年齢人口が53.1%、年少人口は10.0%となっています。

#### ■年齢3区分別人口推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

#### ■年齢3区分別人口推移



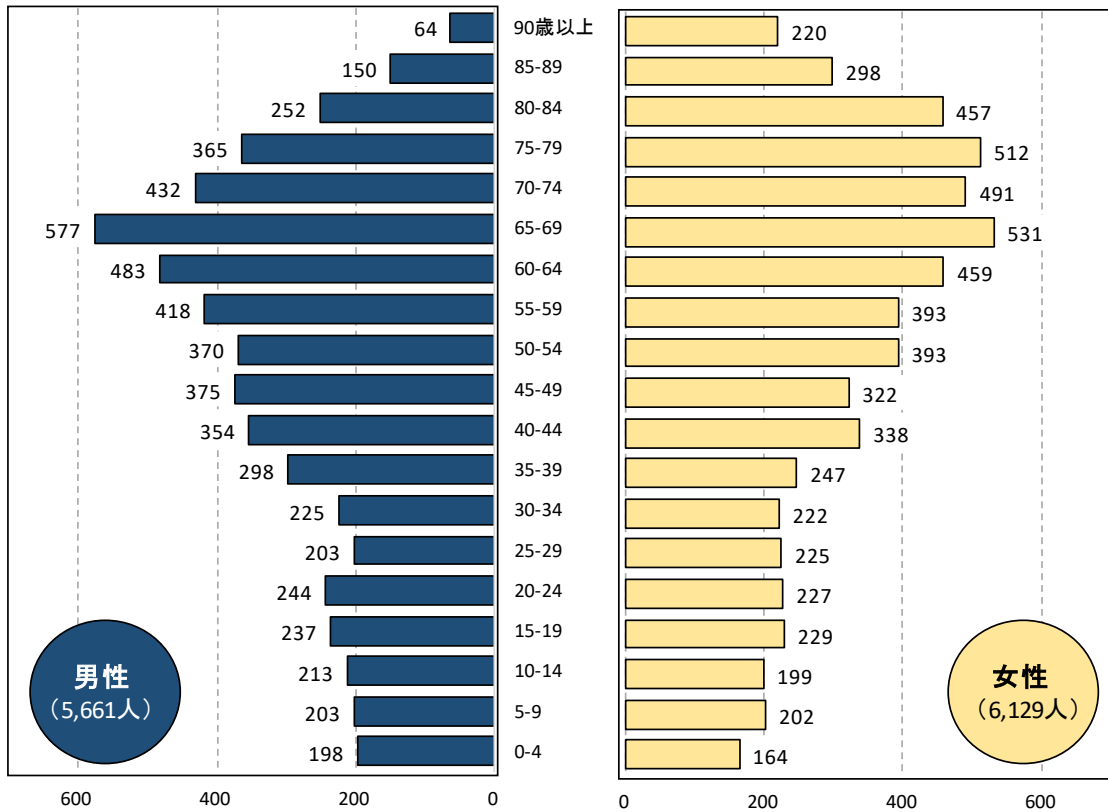
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

## (2) 人口構成

平成 31 年 4 月 1 日現在の人口構成をみると、男女ともに 65～69 歳前後の人口が多いことから、今後も高齢者が増加すると見込まれます。

年少人口が少ないことから、総人口の減少は今後も続くと見込まれます。

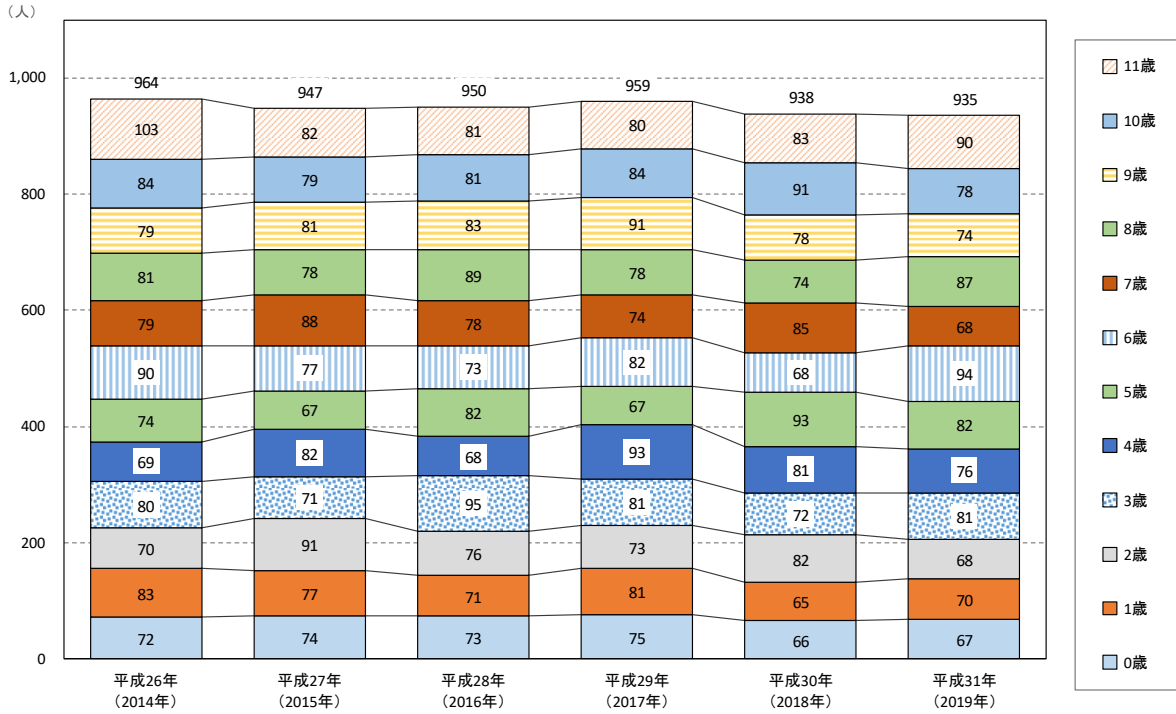
### ■人口ピラミッド



資料:住民基本台帳(平成 31 年 4 月 1 日現在)

### (3) 児童人口の推移

0歳から11歳の児童人口の推移をみると、総人口と同様に減少傾向で推移し、平成26年の964人から平成31年には935人と29人の減少となっています。

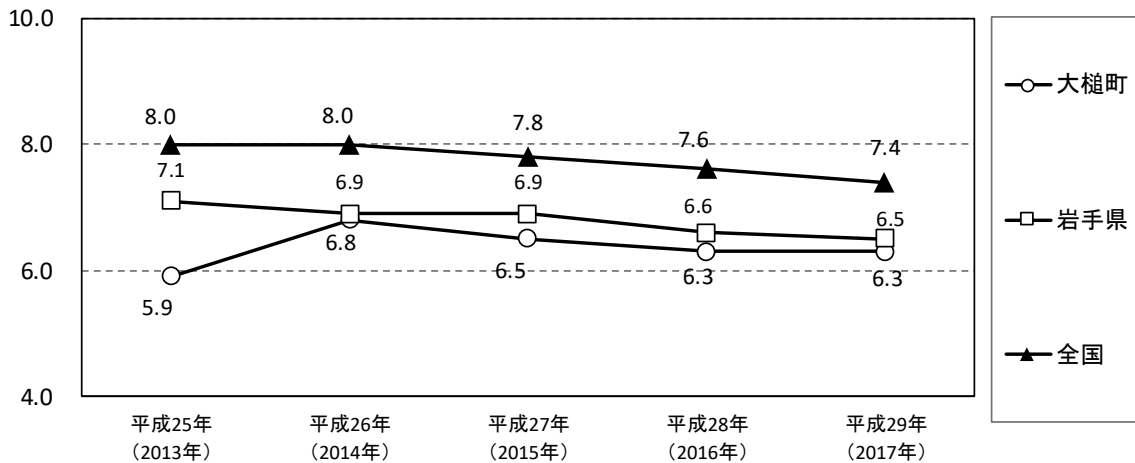


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

#### (4) 出生率の推移

出生率は、全国、県平均と比較して、低い値で推移し、平成26年以降は減少傾向で推移しています。

##### ■出生率



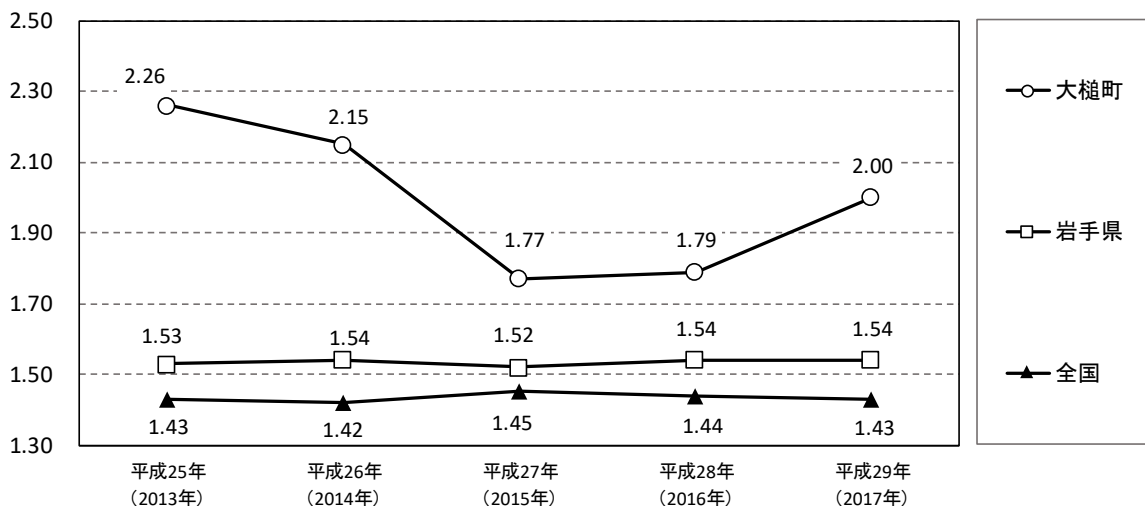
資料：県健康福祉部 人口動態統計(各年10月1日)

※出生率：年間出生数の人口に対する割合で、1,000人に対する出生数

#### (5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国、県平均と比較して、高い値で推移しています。

##### ■合計特殊出生率



資料：町、県は県健康福祉部 人口動態統計(平成30年の県の数値は人口動態統計より)

国は人口動態統計

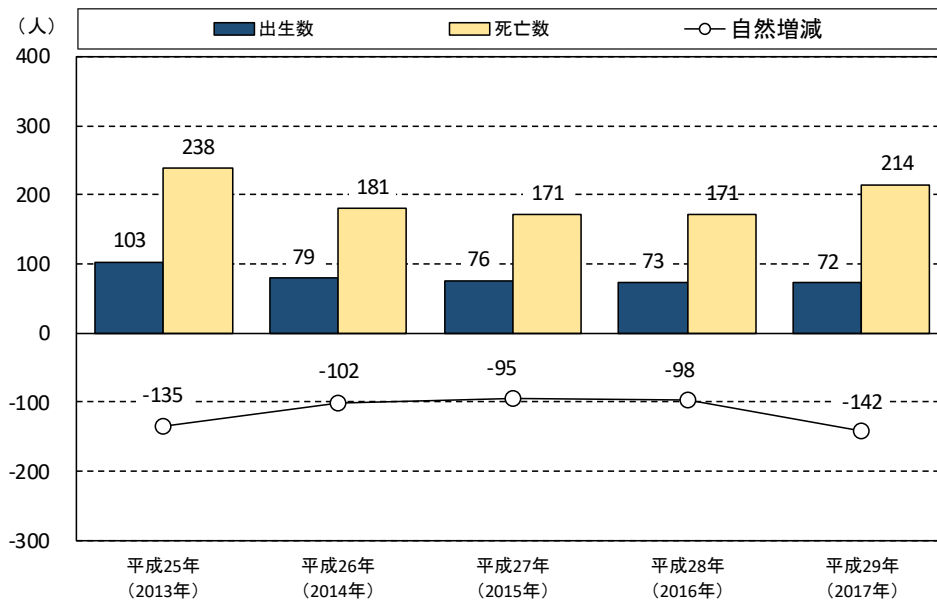
※合計特殊出生率：1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標

## (6) 自然動態・社会動態

出生数と死亡数の推移では、死亡数が増加傾向で出生数は減少傾向であることから、自然増減はマイナスで推移しており、その値は増加傾向で推移しています。

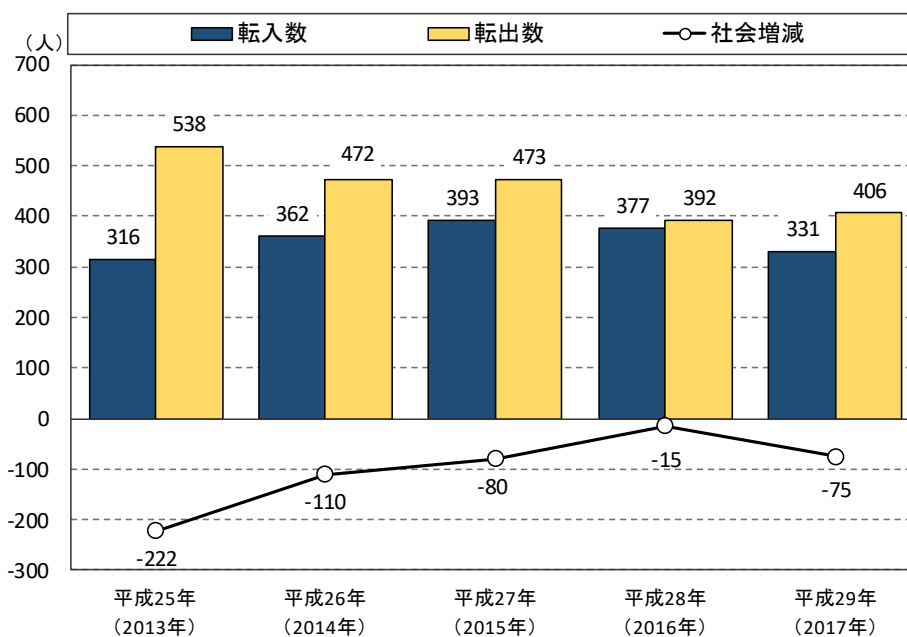
転入数と転出数の推移では、転出数が転入数を上回り、社会増減はマイナスで推移しています。

### ■自然動態



資料: 岩手県人口移動報告書

### ■社会動態



資料: 岩手県人口移動報告書

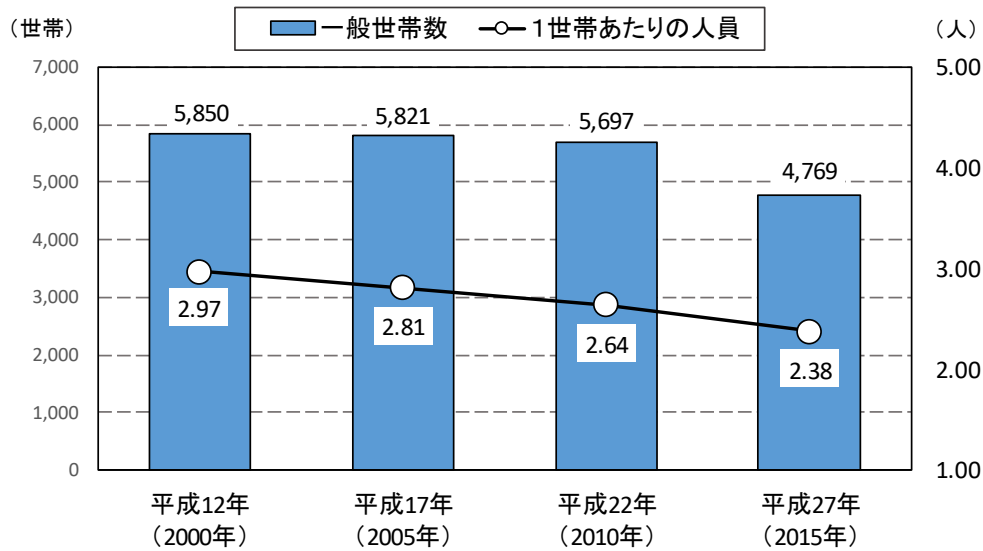


## 2 世帯の状況

### (1) 世帯数の推移

世帯数および1世帯あたりの人員の推移は、ともに減少傾向で推移しています。平成22年から平成27年は東日本大震災の影響もあり減少が大きく、928世帯減少しています。

#### ■世帯数の推移



資料: 国勢調査

### (2) 子どものいる世帯数の推移

子どものいる世帯数の推移では、6歳未満の親族がいる世帯、18歳未満の親族がいる世帯ともに、減少傾向で推移しています。

#### ■子どものいる世帯数の推移

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
<b>6歳未満親族のいる世帯</b>				
世帯数	626	553	416	316
世帯人員	3,109	2,670	1,953	1,484
6歳未満の親族人員	850	706	556	444
<b>18歳未満親族のいる世帯</b>				
世帯数	1,759	1,540	1,291	873
世帯人員	8,249	7,050	5,766	3,789
18歳未満の親族人員	3,261	2,717	2,225	1,519

資料: 国勢調査

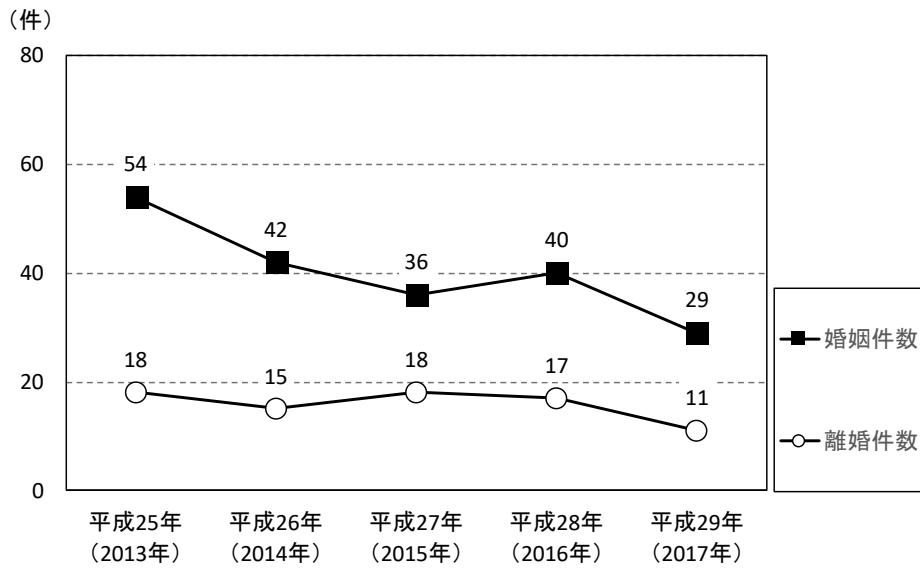
### 3 婚姻等の状況

#### (1) 婚姻、離婚の状況

婚姻件数は、平成25年以降減少傾向で推移し、平成29年に29件となっています。

離婚件数は、概ね横ばいで推移していますが、平成29年は前年に比べ、6件減少し11件となっています。

#### ■婚姻・離婚の推移



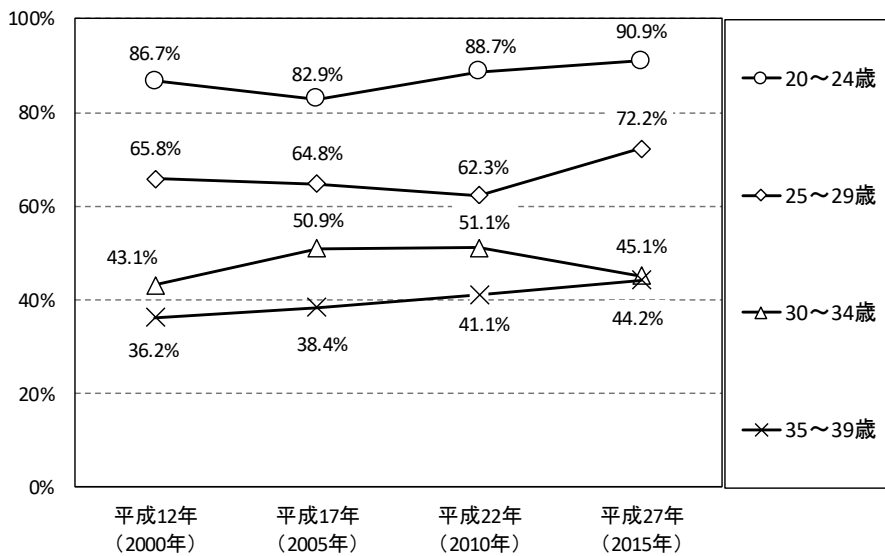
資料: 県保健福祉年報 各年10月1日

## (2) 未婚率の推移

男性の未婚率は、30～34歳以外は増加傾向で推移しています。男性の未婚率を比較すると30～34歳以外は平成27年が最も高くなっています。

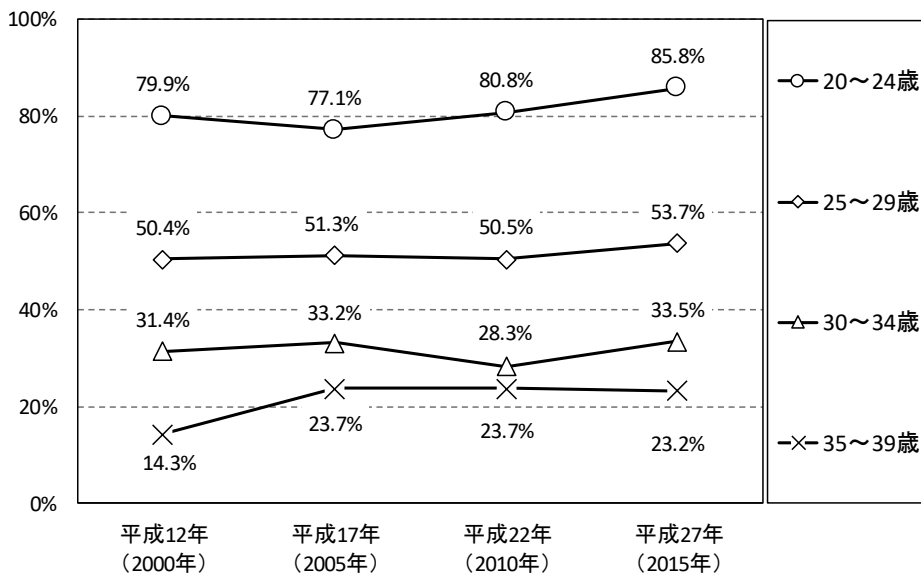
また、女性の未婚率は増加傾向で推移しており、35～39歳以外は、平成27年が最も高くなっています。

### ■男性の年齢別未婚率の推移



資料: 国勢調査

### ■女性の年齢別未婚率の推移



資料: 国勢調査

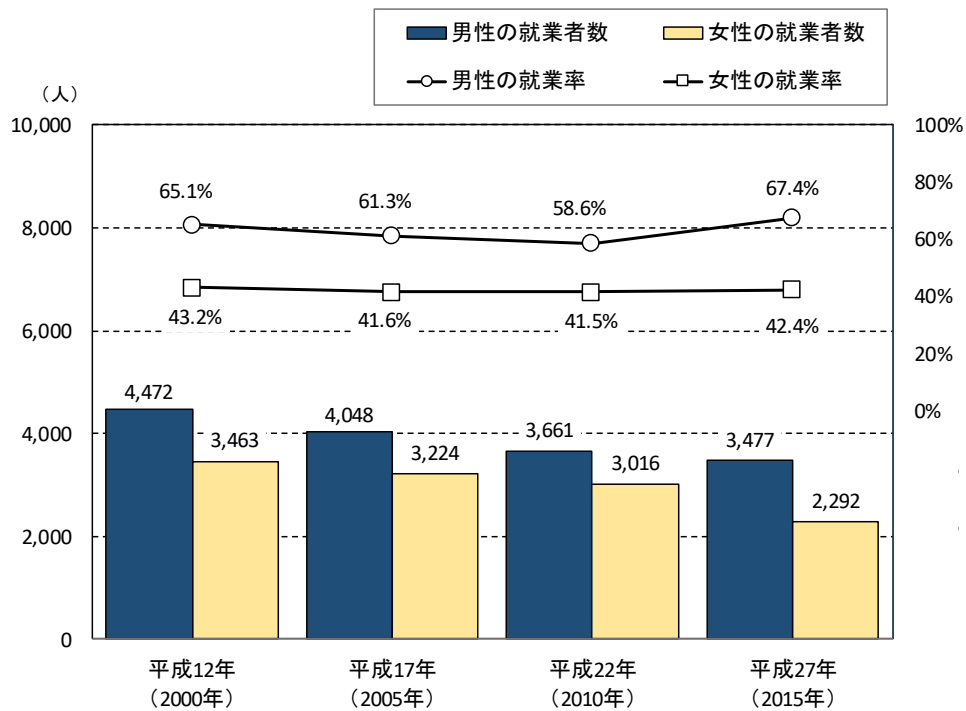
## 4 就業の状況

### (1) 就業者数・就業率の推移

男性の就業者数は減少傾向で推移し、就業率も同様に減少傾向で推移していましたが、平成27年に増加となっています。

女性の就業者数も男性と同様に減少傾向で推移しています。就業率は概ね横ばいで推移しています。

#### ■男女別就業者数・就業率の推移



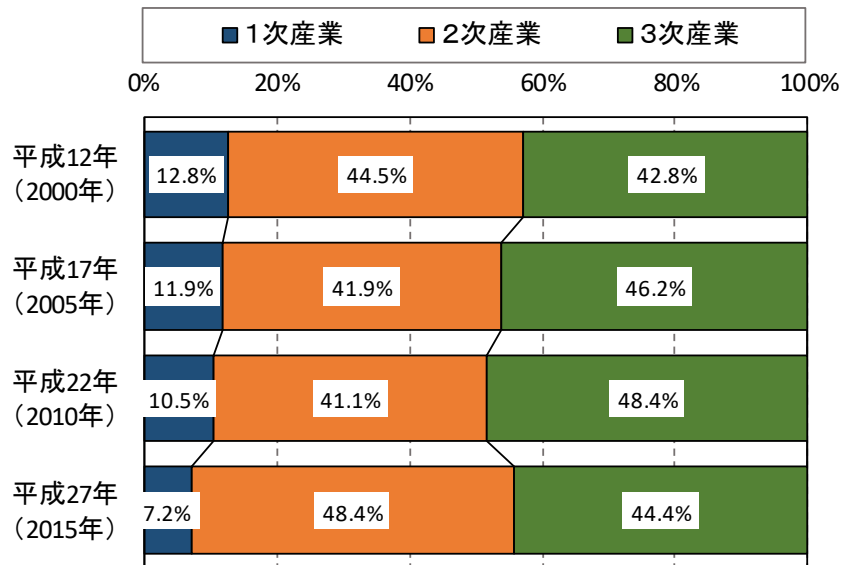
資料:国勢調査

## (2) 産業分類別就業状況

男性の産業分類別割合をみると、第2次産業が増加傾向、第1次産業は減少傾向で推移しています。第3次産業は僅かに減少しています。

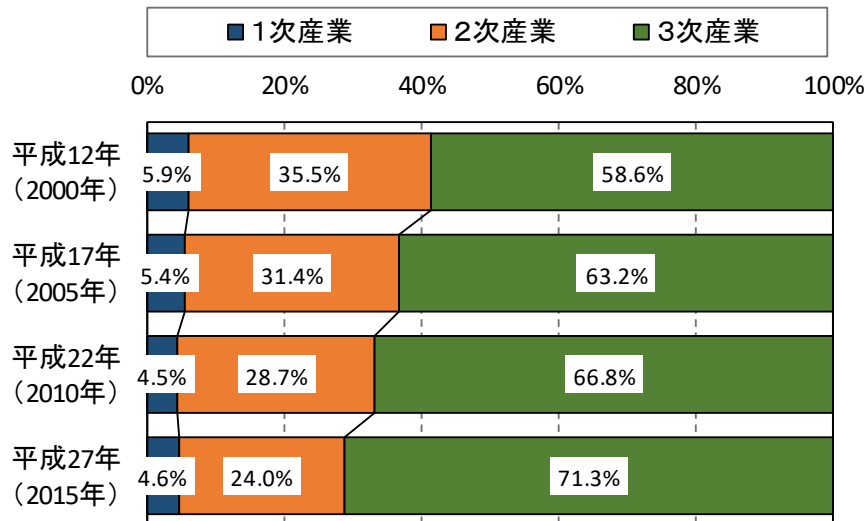
一方、女性の産業分類別割合をみると、第3次産業が増加傾向、第1次産業、第2次産業は減少傾向で推移しており、特に第3次産業の占める割合が60%以上と大きくなっています。

### ■男性の産業分類別割合の推移



資料:国勢調査

### ■女性の産業分類別割合の推移



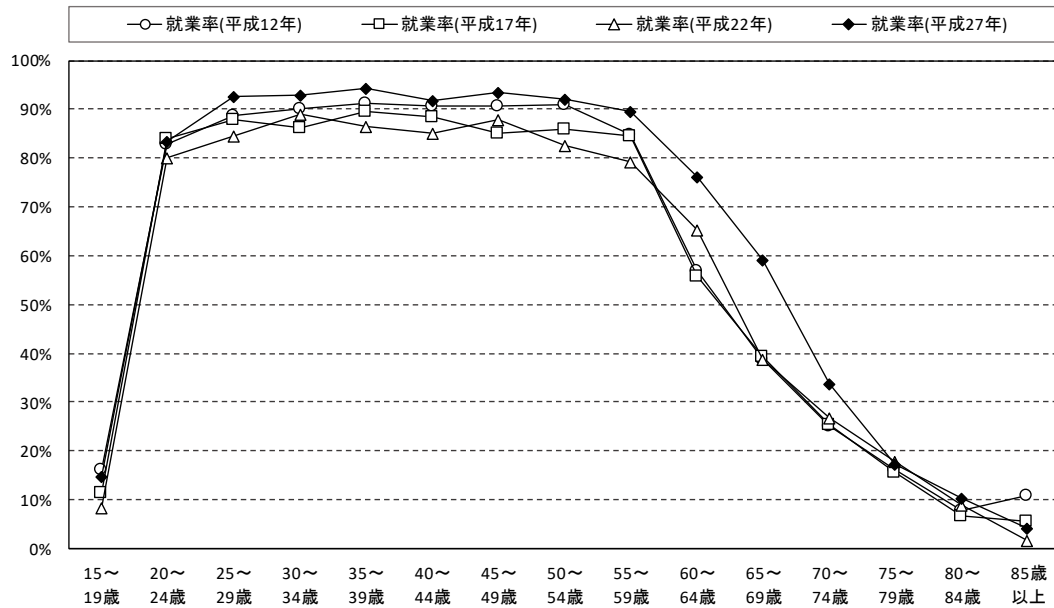
資料:国勢調査

### (3) 年齢別就業状況

男性の年齢別就業状況をみると、過去の国勢調査と比較すると、85歳以上をのぞき、各年齢において平成27年が最も高い就業割合となっています。

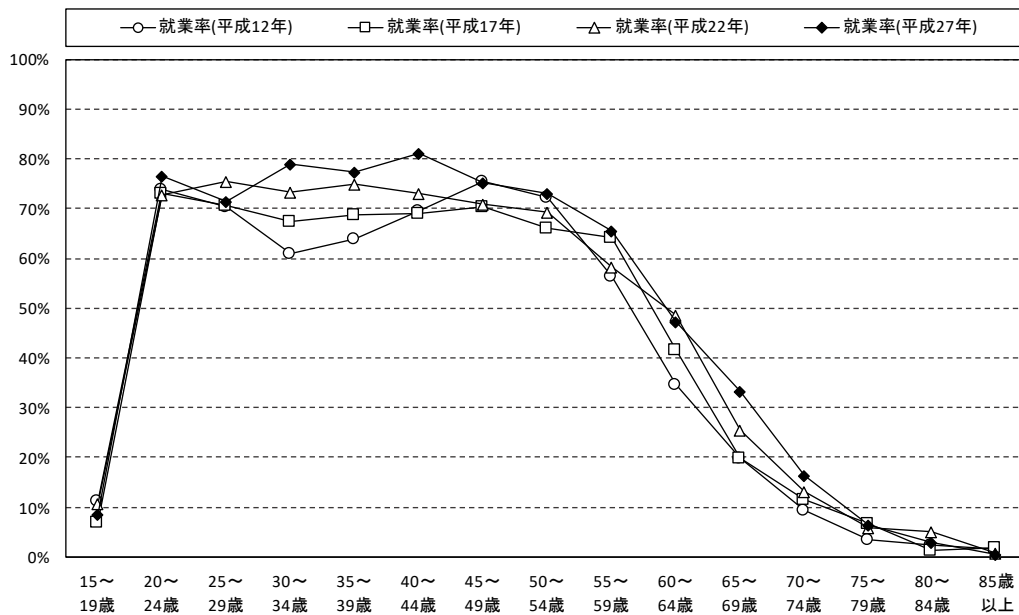
女性の年齢別就業状況では、平成12年以降30～39歳の割合が上昇し、M字カーブが解消され、男性と同様の傾向となっています。

#### ■男性の年齢別就業割合



資料: 国勢調査

#### ■女性の年齢別就業割合



資料: 国勢調査

## 5 教育・保育の状況

### (1) 教育・保育施設の状況

町内の教育・保育施設は、令和元年4月1日現在で保育園が3施設（私立）、認定こども園が2施設、幼稚園が1施設となっています。令和元年4月1日現在の町内の教育・保育施設の合計定員数は430人、合計児童数は360人となっています。

#### ■町内教育・保育施設の状況の推移

(単位：か所、人)

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
保育園	公立	1	1	1	1	0	0
	私立	4	4	4	4	3	3
	定員	240	260	295	295	200	200
	児童数	236	239	280	274	238	212
認定 こども園	園数(私立)	0	0	0	0	2	2
	定員	0	0	0	0	125	125
	児童数	0	0	0	0	115	124
幼稚園	幼稚園数(私立)	2	2	2	2	1	1
	定員	240	240	240	240	105	105
	児童数	96	88	87	86	35	24
<b>合計定員数</b>		<b>480</b>	<b>500</b>	<b>535</b>	<b>535</b>	<b>430</b>	<b>430</b>
<b>合計児童数</b>		<b>332</b>	<b>327</b>	<b>367</b>	<b>360</b>	<b>388</b>	<b>360</b>

資料：保健福祉課(各年度4月1日現在)

学校基本調査(各年度5月1日現在)

※平成30年3月 安渡保育所(定員45名)を廃止

※平成30年4月 堤乳幼児保育園(定員45名)→幼保連携型認定こども園つつみこども園(定62名)に移行

※平成30年4月 みどり幼稚園(定員135名)→幼保連携型認定こども園みどり幼稚園(定員63名)に移行

## (2) 児童数の状況

町内教育・保育施設の在籍児童数は、令和元年4月1日現在では360人となっています。

### ■町内の教育・保育施設の在籍児童数

(単位：人)

		定員	在籍児童数						合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
保育所	大槌保育園	100	7	22	14	31	18	22	114
	うち2号認定	61	—	—	—	31	18	22	71
	うち3号認定	39	7	22	14	—	—	—	43
	大ケロ保育園	30	3	4	4	6	6	10	33
	うち2号認定	15	—	—	—	6	6	10	22
	うち3号認定	15	3	4	4	—	—	—	11
	吉里吉里保育園	70	3	14	10	11	13	14	65
	うち2号認定	41	—	—	—	11	13	14	38
	うち3号認定	29	3	14	10	—	—	—	27
認定こども園	つつみこども園	62	4	14	7	18	11	9	63
	うち1号認定	10	—	—	—	4	4	1	9
	うち2・3号認定	52	4	14	7	14	7	8	54
	みどり幼稚園	63	3	3	4	13	21	17	61
	うち1号認定	33	—	—	—	7	15	9	31
	うち2・3号認定	30	3	3	4	6	6	8	30
幼稚園	おさなご幼稚園	105	—	—	—	4	8	12	24
合計		430	20	57	39	83	77	84	360

資料：保健福祉課(平成31年4月1日現在)

学校基本調査(令和元年5月1日現在)

## (4) 放課後児童クラブの状況

町内の放課後児童クラブは、2か所設置されています。

登録者数は増加傾向で推移し平成30年度は69名となっています。

### ■町内放課後児童クラブの推移

(単位：か所、日、人)

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
設置数(か所)	1	1	1	2	2	2
登録児童数(人)	46	44	43	60	69	67
年間開所日数(日)	294	289	288	565	571	578
総指導員数(人)	6	6	7	11	15	13

資料：保健福祉課(各年度3月31日現在)

※令和元年度の数値は子ども子育て支援交付金交付申請時の数値

※平成29年度から特定非営利活動法人ワーカーズコープが運営する「大槌地域福祉事業所こどもデイサービス ぽこあぽこ」が開所



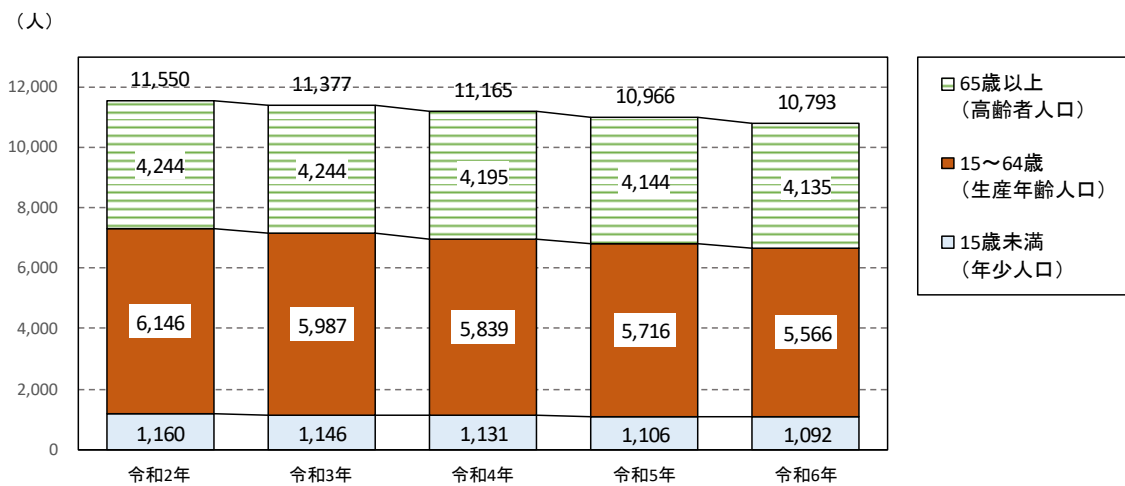
## 6 人口推計

### (1) 人口推計

平成26年から平成30年の住民基本台帳を基に、将来人口をコーホート変化率法により推計したところ、減少傾向で推移し、令和6年の総人口は10,793人と予測されます。

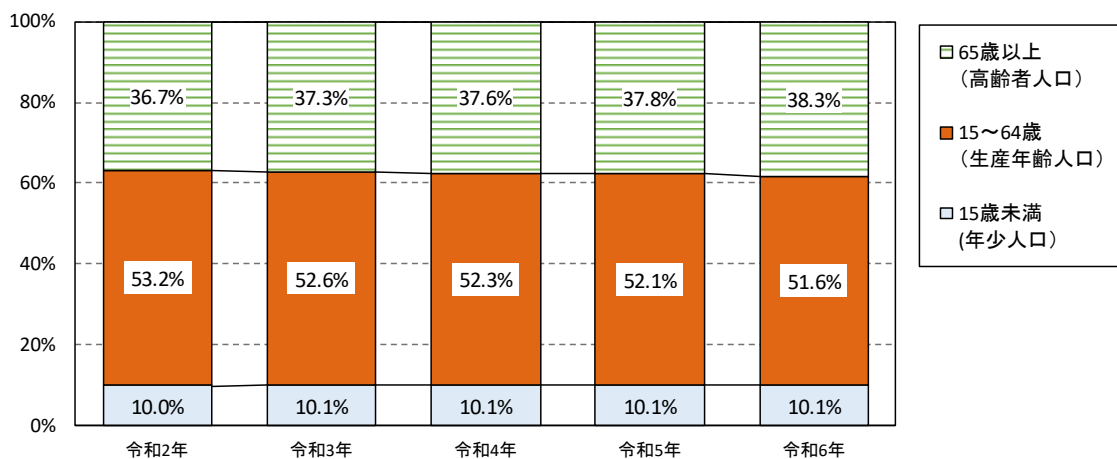
また、年齢3区分別人口割合では、生産年齢人口割合は減少傾向、高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移すると予測されます。

#### ■年齢3区分別人口（推計）



資料：平成26年から平成30年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

#### ■年齢3区分別人口割合（推計）

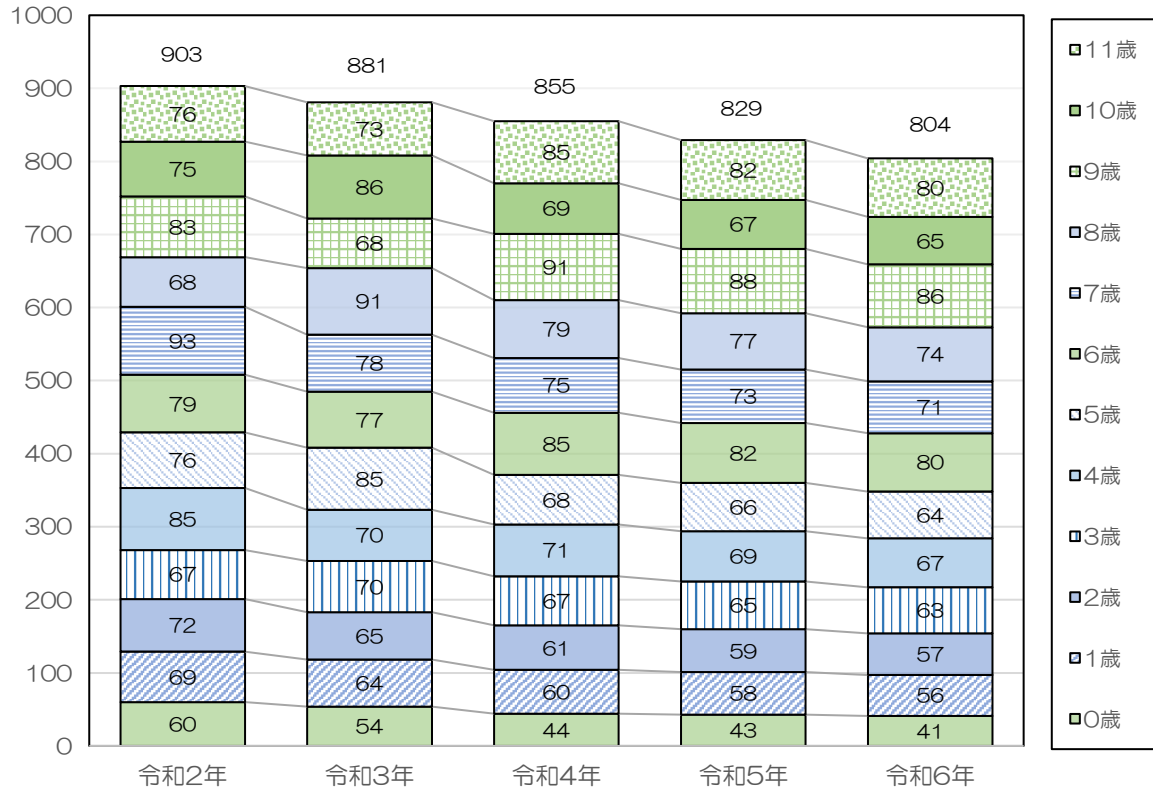


資料：平成26年から平成30年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

## (2) 児童人口の推計

平成26年から平成30の住民基本台帳を基に、11歳以下の児童人口をコーホート変化率法により推計したところ、減少傾向で推移しており、令和6年の児童人口は、令和2年から令和4年の実績により804人と予測されます。

■児童人口（推計）  
（人）



## 7 小学校・中学校・義務教育学校の状況

### (1) 学校の状況

町内には、小学校が1校、中学校が1校、義務教育学校が1校設置されています。

大槌学園は、施設一体型の義務教育学校で、吉里吉里学園は、小学部（吉里吉里小学校）と中学部（吉里吉里中学部）で構成された施設分離型の小中一貫教育校です。

児童・生徒数は減少傾向で推移しており、令和元年5月1日現在では1～6年生は 22 学級、7～9年生は 13 学級となっています。

#### ■ 1～6年生の状況

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
学校数(校)	2	2	2	2	2	2
学級数(学級)	23	24	23	23	21	22
単式	20	20	19	19	19	20
複式	0	0	0	0	0	0
特別支援	3	4	4	4	2	2
児童数(人)	508	486	482	493	483	486

資料:学務課(各年度5月1日現在)

#### ■ 7～9年生の状況

	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
学校数(校)	2	2	2	2	2	2
学級数(学級)	15	15	14	13	13	13
単式	12	12	11	10	9	10
複式	0	0	0	0	0	0
特別支援	3	3	3	3	4	3
児童数(人)	326	316	294	263	240	244

資料:学務課(各年度5月1日現在)

(2) 児童・生徒数の状況

町内の小学校・中学校・義務教育学校に在籍する児童生徒数は、令和元年5月1日現在、1～6年生は大槌学園 424 名、吉里吉里学園 62 名、7～9年生は大槌学園 207 名、吉里吉里学園 37 名となっています。

■ 1～6年生の児童生徒数

	学級数	在籍児童数						合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
大槌学園	16	81	60	80	62	70	71	424
単式学級	14	81	58	79	61	68	67	414
特別支援学級	2	0	2	1	1	2	4	10
吉里吉里学園	6	9	7	11	10	10	15	62
単式学級	6	9	7	11	10	10	15	62
特別支援学級	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	22	90	67	91	72	80	86	486

資料:学務課(令和元年5月1日現在)

■ 7～9年生の児童生徒数

	学級数	在籍生徒数			合計
		7年	8年	9年	
大槌学園	9	75	65	67	207
単式学級	7	74	64	65	203
特別支援学級	2	1	1	2	4
吉里吉里学園	4	9	14	14	37
単式学級	3	9	13	14	36
特別支援学級	1	0	1	0	1
合計	13	84	79	81	244

資料:学務課(令和元年5月1日現在)

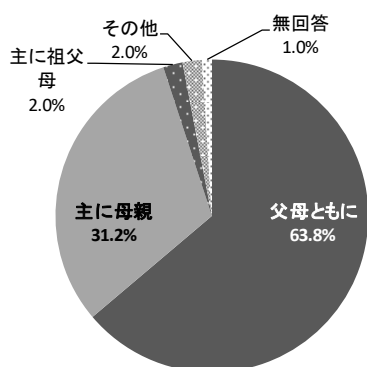
## 8 ニーズ調査の概要

### (1) 調査結果（一部抜粋）

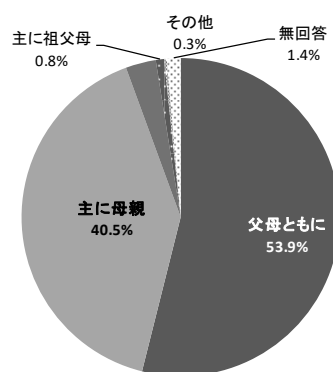
#### ①子育てを主に行っている方

子どもの子育てを主に行っている方は、就学前児童、小学生ともに「父母ともに」と「主に母親」の2つの回答が圧倒的に多くなっています。

【就学前児童】



【小学生】



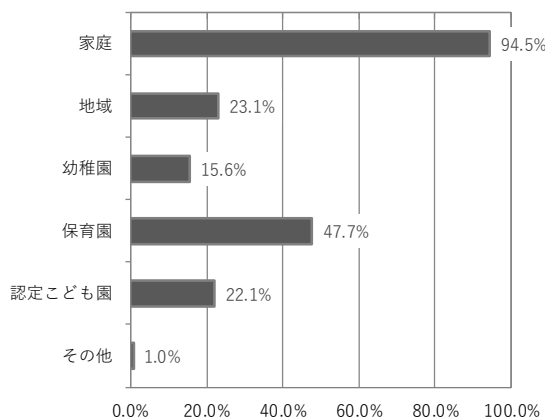
#### ②子育てに影響すると思われる環境

子育てに最も影響すると思われる環境については、就学前児童、小学生ともに「家庭」との回答が最も多く、どちらも8割以上の回答となっています。

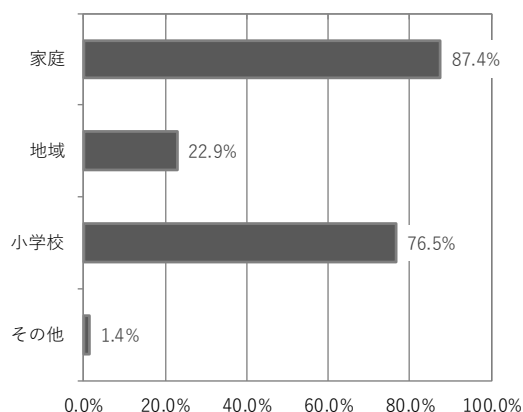
就学前児童は、「家庭」（94.5%）に次いで、「保育園」（47.7%）、「地域」（23.1%）の順となっています。

小学生は、「家庭」（87.4%）に次いで、「小学校」（76.5%）、「地域」（22.9%）の順となっています。

【就学前児童】



【小学生】

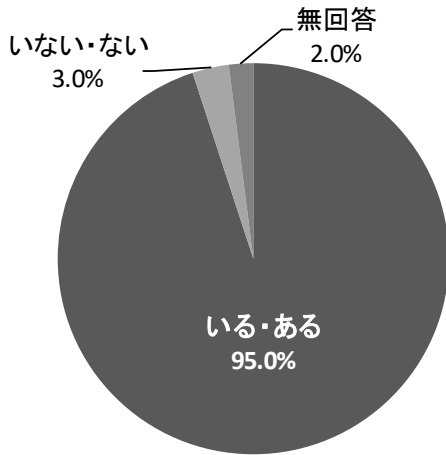


### ③相談者及び相談できる場所

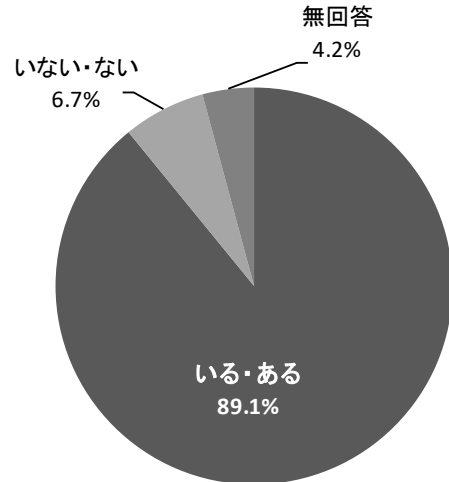
子どもの子育てをする上で、気軽に相談できる人、場所については、就学前児童は「いる・ある」が95.0%、「いない・ない」が3.0%となっている。

小学生は、「いる・ある」が89.1%、「いない・ない」が6.7%となっている。

【就学前児童】



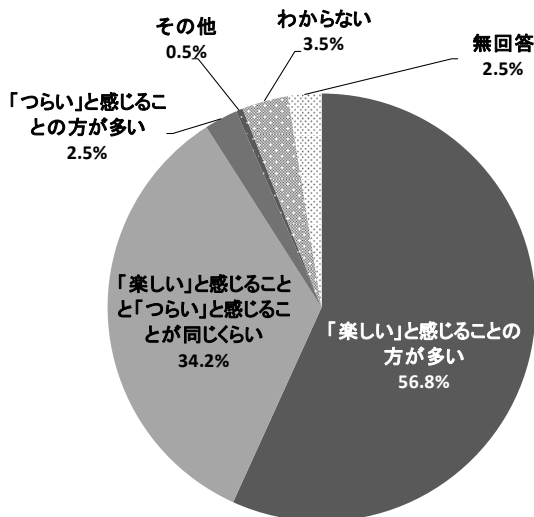
【小学生】



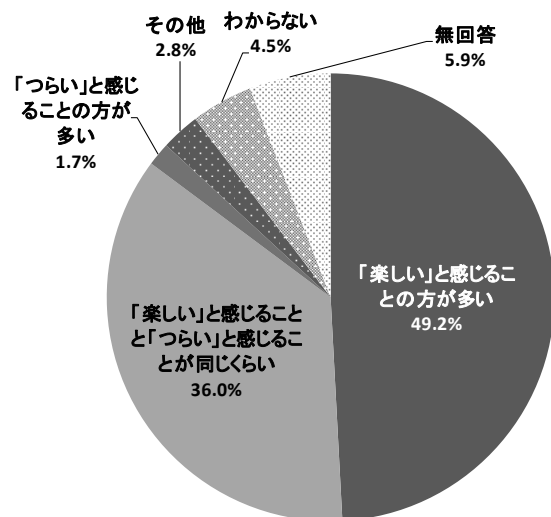
### ④子育てに関して不安感や負担感などを感じるか

子育てに関して不安感や負担感などを感じるかは、就学前児童、小学生ともに「楽しい」と感じることの方が多い」が最も多く、次いで「楽しい」と感じることと「つらい」と感じることが同じくらい」の順となっています。

【就学前児童】



【小学生】

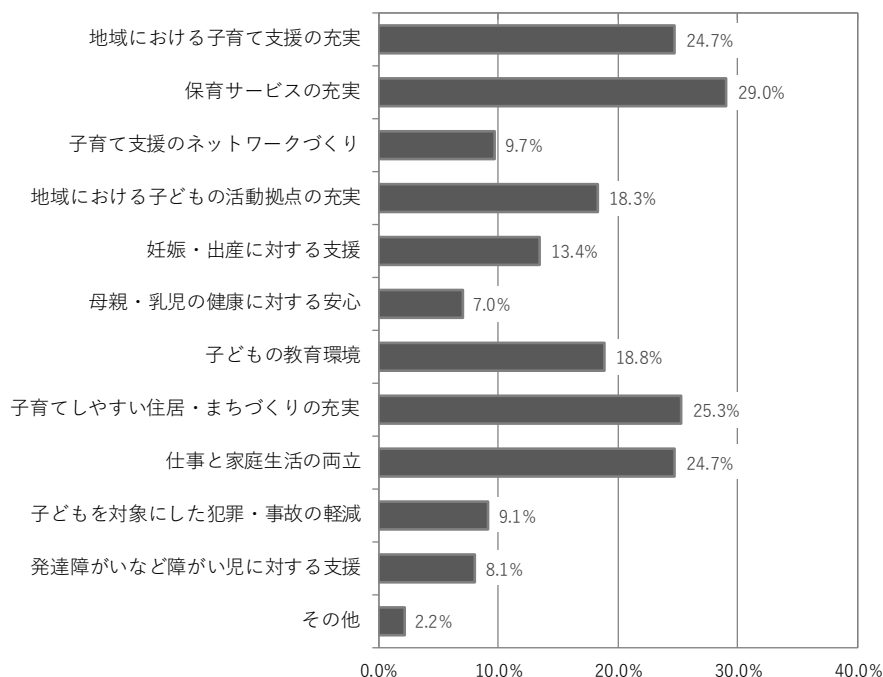


### ⑥子育てをする中で、どのような支援が良いと感じているか

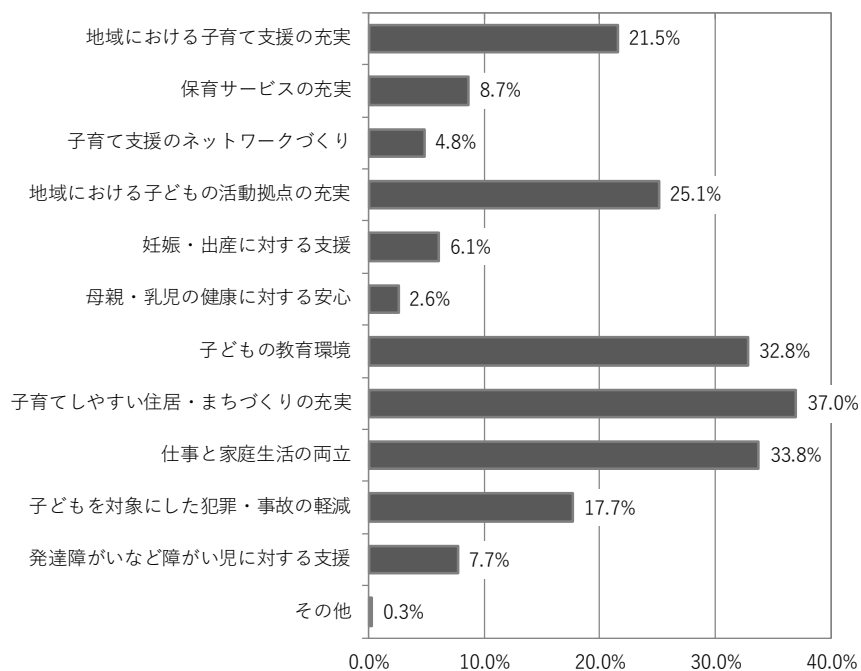
子育てに関してどのような支援が良いと感じているかは、就学前児童は「保育サービスの充実」が最も多く、次いで「子育てしやすい住居・まちづくりの充実」となっています。

小学生は「子育てしやすい住居・まちづくりの充実」が最も多く、次いで「仕事と家庭生活の充実」となっています。

#### 【就学前児童】



#### 【小学生】



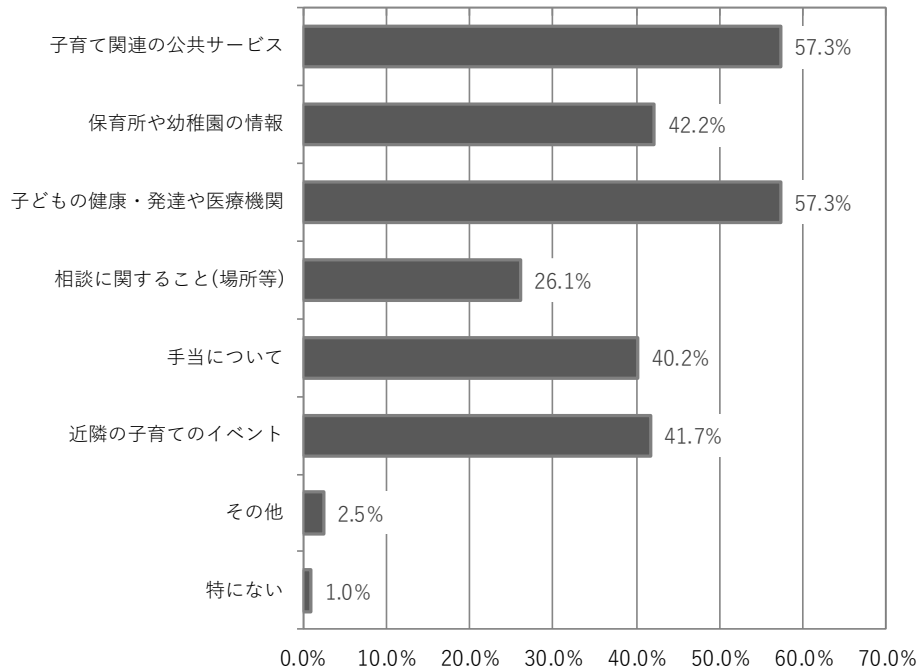
### ⑥子育てに関して、どのような情報が必要か

子育てに関してどのような情報が必要かは、就学前児童・小学生ともに「子育て関連の公共サービス」が最も多くなっています。

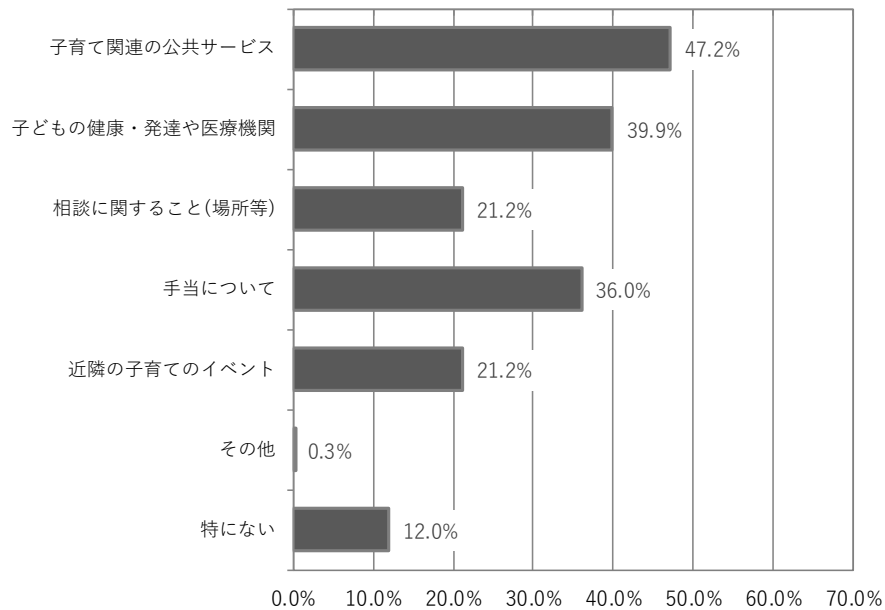
就学前児童は、「子育て関連の公共サービス」、「子どもの健康・発達や医療機関」が最も多く、次いで「保育所や幼稚園の情報」、「近隣の子育てイベント」と続いています。

小学生も「子育て関連の公共サービス」が最も多く、次いで「子どもの健康・発達や医療機関」、「手当について」と続いています。

#### 【就学前児童】



#### 【小学生】

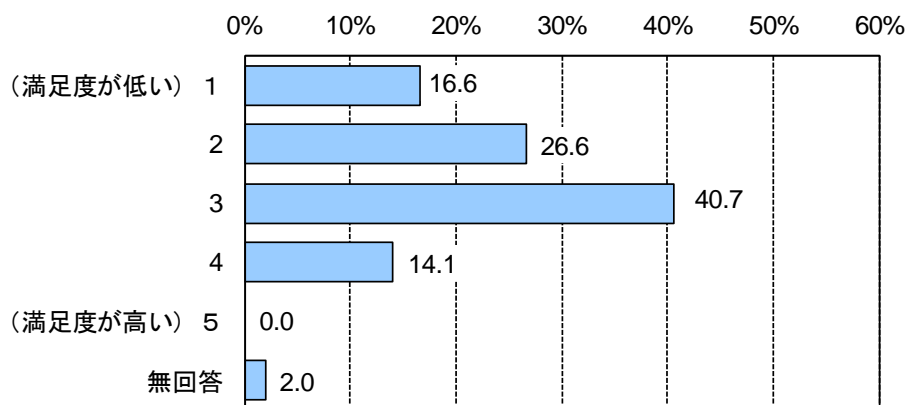




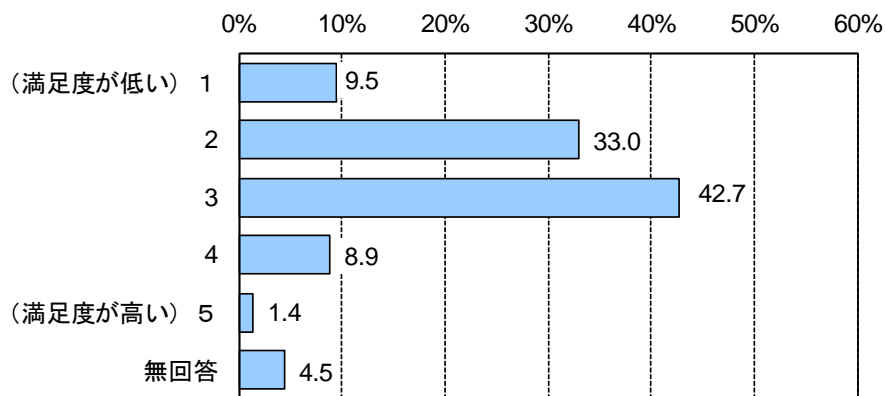
### ⑦子育ての環境や支援への満足度について

地域における子育ての環境や支援への満足度は、就学前児童、小学生ともに「3」（ふつう）が最も多く、次いで、「2」（やや低い）、「1」（満足度が低い）となっており、就学前児童、小学生ともに満足度はやや低い結果となっています。

#### 【就学前児童】



#### 【小学生】



## 第3章 計画の基本方針

### 1 計画の基本理念

#### (1) 基本理念

## 子育てで 築くきずな 地域の和

～大槌の豊かな自然に囲まれて～

平成27年3月に策定した「第1期子ども・子育て支援事業計画」において、『子育てで 築くきずな 地域の和』を基本理念として掲げ、計画を推進してきました。

この考え方は、本町における子どもの育ちや子育てを支援・応援するうえで、変わらないものであると捉え、第2期計画においても、「子育てで 築くきずな 地域の和～大槌の豊かな自然に囲まれて～」を基本理念として、計画の推進に取り組みます。

#### (2) 基本目標

基本理念を実現するために以下の6つの基本目標を掲げ、総合的な子育て支援施策の展開を図ります。

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| 基本目標 1 | 子育てしやすい生活環境の確保        |
| 基本目標 2 | ワーク・ライフ・バランスの推進       |
| 基本目標 3 | 子どもの健やかな成長            |
| 基本目標 4 | 地域における子育ての支援          |
| 基本目標 5 | 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進 |
| 基本目標 6 | 母親と乳幼児の健康確保及び増進       |

以上を「大槌町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念、基本目標として掲げ、大槌町の子育て支援施策の推進を図っていきます。

## 基本目標1 子育てしやすい生活環境の確保

子育て家庭が負担や不安を感じることなく外出や移動ができる環境づくりや、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれることのないよう子どもの安全を確保する取組の推進など、子どもや子育て家庭が安心して暮らせるように生活環境を整備していくことが必要です。

元気に子どもが遊べる場所の確保とともに、子どもや子育て世帯が安全に安心して暮らせるように行政、地域、保育所等、学校などが連携して安全・安心なまちづくりを推進します。

## 基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進

共働き家庭は増加しているものの、未だ家事・育児の多くを女性が担っている現状があり、また、長時間労働なども問題となっています。

保護者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活が送れていることは、子どもにとっての幸せにもつながります。事業者の意識改革による労働環境の改善を始め、家庭内での意識改革も進め、仕事と子育ての両立の推進を図ります。

## 基本目標3 子どもの健やかな成長

豊かな心と健やかな体を持つ元気な子どもの育成や次世代の親の育成に努めます。

また、子どもが一人の人として育ち、学び、生きていく上で大切な権利として、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を支えます。

## 基本目標4 地域における子育ての支援

家族形態の多様化や地域との関わり方の変化などを背景に、子育てに関する不安や悩みを、周りの人に相談できずに抱えている家庭が増加しています。そのため、利用者のニーズを踏まえた子育て支援施策を推進し、子育てに関する情報交換の場や子育て相談などの充実に努め、地域での子育て支援の充実に努めます。

## 基本目標5 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進

育児不安や児童虐待を早期に発見し、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

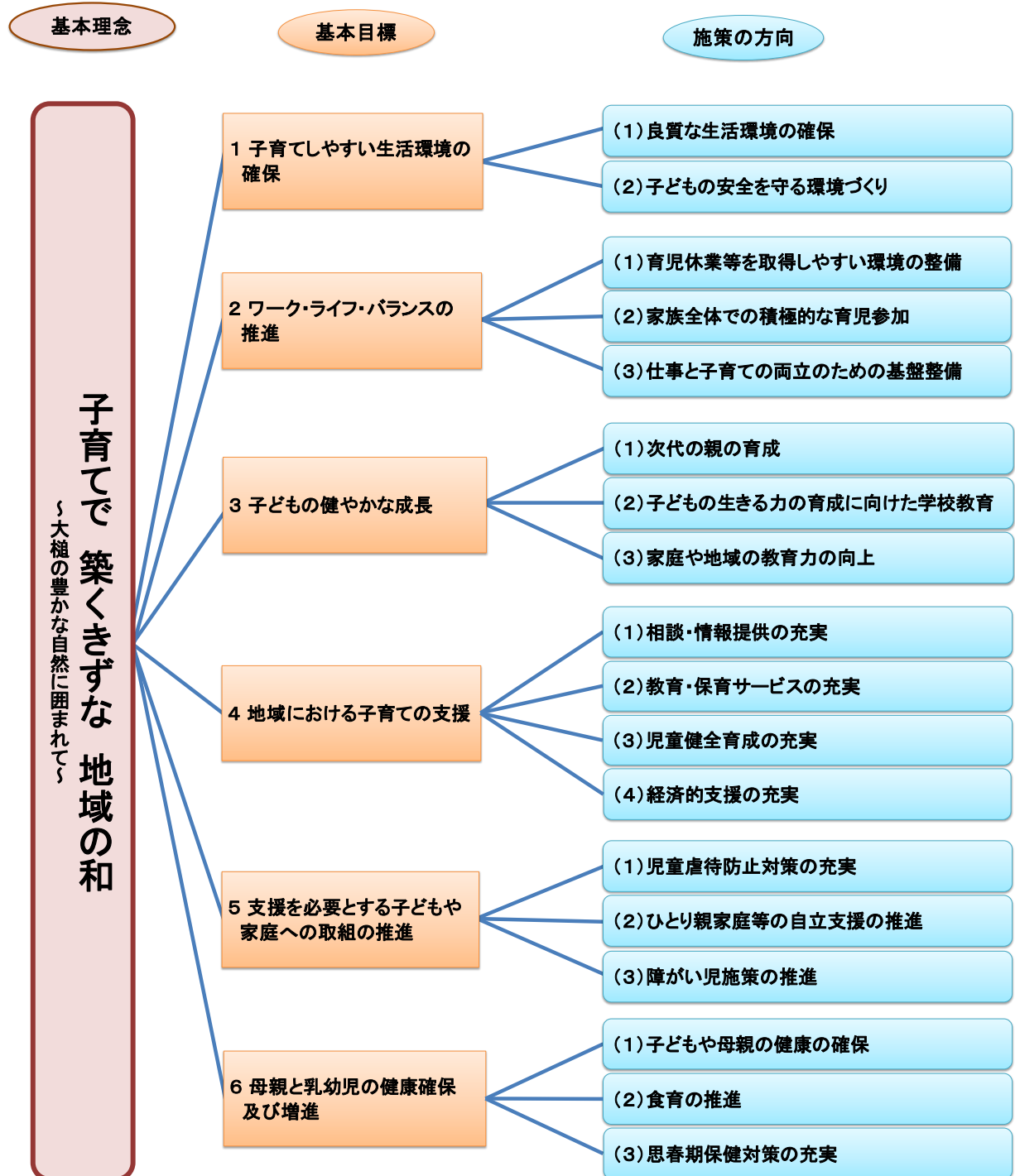
就労支援や経済的負担の軽減等を通し、ひとり親家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

障がいや発達過程で支援を必要とする子ども達(発達障がい、知的障がい、身体障がい、LGBTQ など)及びその家族が一人一人の特性に合わせた支援をそれぞれのライフステージを通して提供できるよう努めます。

## 基本目標6 母親と乳幼児の健康確保及び増進

安心して妊娠し、出産することができ、ゆとりを持って健やかに子どもを育てる家庭づくりを支援するとともに、健診などによる健康状態の確認体制や発育などに関する相談体制の充実を図り、安心して子育てが行える環境の整備に努めます。

## 2 計画の体系



## 第4章 実施計画

### 基本目標1 子育てしやすい生活環境の確保

#### (1) 良質な生活環境の確保

地域で子育てしていく上では、全ての人々が安心して子どもを育てられる生活環境であるかという点も重要な要素です。

妊産婦や子育て家庭が暮らしやすいまちづくりの視点から、公園等の公共施設・設備の整備、子どもの安全な遊び場の確保、地域の環境美化等を図るため、関係団体等と子育てしやすい生活環境の創出に努めます。

#### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
子どもの遊び空間の創出推進事業【新規】	町内の様々な資源を活かし、幅広い年代の子ども達が遊べる空間について、関係団体等と協議・検討を進めます。	保健福祉課
環境保全活動の推進	道路、水路の清掃活動を充実し、安全で快適な環境整備に努めます。	町民課
環境関連出前講座の実施	環境学習講座を実施し環境保全意識の高揚を図ります。	町民課
ユニバーサルデザイン化の推進	妊産婦や子ども連れ等、全ての人々が安心して生活できる環境づくりを推進します。	保健福祉課

## (2) 子どもの安全を守る環境づくり

子どもが交通事故や犯罪被害に遭うことなく、安心して安全に暮らせるよう、道路設備や防犯灯の整備などのハード面での対策を推進するとともに、関係機関・団体等との連携・協力体制の強化を図り、防犯等に関する情報共有や地域での見守り活動など、総合的な交通事故防止・防犯対策を推進します。

### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
通学路の安全の確保	子どもたちの通学時の安全確保のために、通学路の安全点検を行い、交通事故等の被害から子どもたちを守ります。	環境整備課
交通安全施設の整備	街路灯・道路標識・誘導ブロックの整備を進めるとともに、ガードレールやカーブミラーを設置し、車も歩行者も安全に道路を利用できるよう整備を進めます。	環境整備課 町民課
交通安全指導の徹底	地域、関係機関や各学校、団体が連携し、保育所、幼稚園、小学校等で交通安全教室を開催し子どもの安全確保に努めます。	町民課
社会を明るくする運動の推進	街頭キャンペーン等の開催により、社会全体が明るくなるよう、地域の活性化を推進します。	町民課
地域安全活動等ネットワークづくり	現在ある組織の再編等により交通安全対策も含めた一貫した対策の推進に努めます。	保健福祉課 生涯学習課 町民課
事故防止等啓発事業の推進	乳幼児相談時において事故防止情報の提供を行うなど事故防止のための啓発事業を推進します。	保健福祉課
自主防犯活動の推進	地域や関係機関が連携し、子どもを事故や事件から守るため定期的な情報交換をし、防犯活動を推進します。	町民課
パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携しパトロール活動を行い、事故・犯罪の未然防止に努めます。	町民課 学務課
防犯講習会の開催	警察と関係機関による講習会を実施し、防犯のための知識を得るとともに、各家庭や地域における防犯意識の高揚を図ります。	町民課
子ども 110 番の家の推進	子どもの安全確保を図るため、関係機関と連携し増設に努めます。	町民課

## 基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの推進

### (1) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

仕事と生活の調和の実現に向けて、労働者や事業主、地域住民に対しワーク・ライフ・バランスや育児休業制度等の理解を促進するために広報・啓発に努めます。

また、仕事と生活の調和及び子ども・子育て支援に取り組む企業・団体に対し好事例の情報収集や情報提供を行うなど、積極的に取組を進める企業・団体等の支援に努めます。

#### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
「子育てサポート企業」認定取得等積極的な取組への支援	企業が従業員による育児休暇等の取得を積極的に推進するよう、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や「くるみんマーク」の取得等を支援します。	保健福祉課
制度周知による育児休業等を取得しやすい職場の雰囲気醸成	育児休業等の制度を広く一般に周知・啓発することにより、職場において上司や同僚から育児休業等取得に対して理解を得られやすい雰囲気づくりに努めます。	保健福祉課
保護者への育児休業等の積極的な取得支援	保護者に対しても育児休業等を積極的に取得するよう働きかけるとともに、「保育所等入所のために育休を早期に切り上げる。」等の事態が生じないよう保育の供給量確保に努めます。	保健福祉課

### (2) 家族全体での積極的な育児参加

父親の育児参加は母親の育児負担を軽減するだけでなく、子どもの成長にとっても意義があることから、父親への子育て参加の啓発を行い、父親の子育て支援を呼びかけます。

また、男性・女性といった性別に関係なく、住民が一丸となってまちづくりや地域社会の発展に参加していくように啓発を行います。

#### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
男女共同参画意識の啓発	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発促進のため、計画を策定し、広報活動を推進します。	総務課
父親や祖父母等の育児参加に関する情報の提供	「イクメン」や「イクジイ・イクバア」など、様々な人が積極的に育児に取り組む事例を紹介し、一人の子どもに対してより多くの大人が関わる環境づくりに努めます。	保健福祉課
地域全体で子どもの成長を見守るまちづくり	子どもを「地域みんなの宝」ととらえ、子どもが地域の繋がりの中で地域全体に見守られながら成長できる街づくりを推進します。	保健福祉課



### (3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

ライフスタイルに合わせた多様な働き方の実現に向け、保育及び放課後児童健全育成事業の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援に努めます。

#### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
認定こども園の普及促進	改正認定こども園法の趣旨を踏まえて、事業者の意向に応じて認定こども園に関する情報提供を実施します。	保健福祉課
放課後子ども総合プランの推進	放課後児童を対象に、児童クラブや放課後子供教室等において適切な遊びや生活の場を提供し健全育成を図ります。	保健福祉課 学務課
延長保育事業の推進	保育所等の通常開所時間外の保育ニーズへ対応し、利用者の利便性向上を図ります。	保健福祉課
病後児保育事業の推進	児童が病気の回復期であり、集団保育が困難な場合、需要の動向をみながら、保育所等の専用スペースにおける一時的な預かり保育の実施を検討します。	保健福祉課

## 基本目標 3 子どもの健やかな成長

### (1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義について、教育や啓発を進め未来の親となる子どもたちの豊かな人間性の形成を図るため、乳幼児とのふれあいを通じて、他者への思いやり、命の尊厳などを学ぶことができる機会を提供します。

また、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるよう、関係機関や団体との連携のもと、地元で働いて暮らす若者たちの出会いの場を創出します。

#### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
思春期ふれあい体験学習の実施	子育ての楽しさを知り、育児に希望が持てるようなふれあいの場を創出します。	保健福祉課
職場体験の充実	中学校期、高等学校期における様々な職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対する意識啓発を図ります。	学務課
男女共同参画意識の啓発[再掲]	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発促進のため、計画を策定し、広報活動を推進します。	総務課

## (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育

次代の担い手である子どもたちが「学ぶ力」、「感受性」、「想像力」といった、「生きる力」を身に付けていけるようになるための事業・活動を推進します。

また、子どもたちの教育機関である学校の資質を高め、信頼されるための学校づくりを推進していきます。

### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
個々の学力に応じた多様な指導方法の充実	個別最適化学習や少人数指導、チーム・ティーチング（TT）、ICTなどを積極的に取り入れ、個々に応じたきめ細かな指導に努めます。	学務課
外国語指導助手（ALT）の活用	外国語指導助手（ALT）を全ての町立小中学校へ派遣し、国際理解や外国語教育の充実を図ります。	学務課
芸術鑑賞会の実施	舞台芸術等を鑑賞することで、子どもたちの才能を引き出すことや、感受性豊かな心の形成を図ります。	生涯学習課
ふるさと科の実施	地域の人材や素材を授業内容に取り入れ、地域との交流を活発に行います。また、海産物の養殖体験を通じた漁業者との交流により働くことの大切さや喜びの修得を図ります。	学務課
コミュニティ・スクールの推進	保護者・地域・関係機関等に理解を図りながら、学校運営を行うようコミュニティ・スクールを推進します。	学務課
学校施設の整備	学習活動にふさわしい教育環境を確保し、人間性豊かな児童・生徒を育成するための教育施設の整備に努めます。	学務課
放課後等学習支援活動事業	学校や家庭ではない放課後の居場所で、主体性のある豊かな学び・体験を通し、これからの時代を主体的に生きる力を育みます。	学務課
子どもの読書活動の推進	子どもの読書活動推進事業の基本計画に基づき、本を通して子どもの健全な成長を促す事業を行います。	生涯学習課 図書館

## (3) 家庭や地域の教育力の向上

子育ての第一義的な責任は、母親・父親が負うものです。近年、近所付き合い等の減少や核家族化の進行などにより、周囲から必要なサポートを受けられず、過剰な負担と孤独感に苛まれながら子育てをする人も少なくありません。

子育て家庭を支えていくためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を自覚し、連携・協力するなど、地域全体で子どもを育てられるように支援します。

### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
家庭教育講座の開催	子育て家庭、地域の教育力向上のため、「家庭教育講座」を開催します。	生涯学習課
生涯学習の推進	町民一人ひとりが心豊かに充実した人生を築くため、子どもから高齢者まで人生各期において主体的に学習活動を行えるよう生涯学習計画を推進します。	生涯学習課
スポーツ少年団活動の支援およびスポーツ教室の開催	スポーツ活動を通し、心身ともに健康な体力づくりを目的とした、スポーツ少年団への支援を行います。	生涯学習課

## 基本目標4 地域における子育ての支援

### (1) 相談・情報提供の充実

身近な場所で気軽に子どもや子育てに関する相談・支援を受けられる環境を整備するとともに、各種情報提供の充実を図ることにより、妊娠・出産期から育児期までの切れ目ない支援を行います。

#### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
不妊相談の実施	不妊で悩んでいる夫婦に対する相談支援を行います。	保健福祉課
妊産婦訪問指導及び健康相談の推進	妊産婦を対象に家庭訪問を行い、安全な出産ができるよう支援します。また、面接や電話相談により悩みや不安の解消に努めます。	保健福祉課
新生児訪問指導及び相談の推進	新生児の家庭訪問による保健指導を実施し、育児支援を行うとともに不安の解消に努めます。	保健福祉課
乳幼児相談の推進	乳幼児とその親を対象（4か月児、7か月児、12か月1歳児、2歳6か月児、4歳6か月児）に、児の発育・発達の確認と子育てに関する悩みの相談を行います。	保健福祉課
子育て相談窓口の設置	子育てに関するさまざまな悩みを抱える保護者が気軽に相談できる体制の整備を図ります。	保健福祉課
地域子育て支援センター事業	子育て家庭に対する育児相談、情報提供等の育児支援を行います。また、子育てサークルを実施し、親同士のふれあいから子育ての喜びと自信につなげ育児不安の解消を図ります。	保健福祉課
利用者支援事業の実施	保護者が円滑に子ども・子育て支援事業を利用できるように、事業の紹介や利用に向けた調整などを行います。	保健福祉課
地域活動事業（保健推進委員）の推進	子育ての経験を生かした保健推進委員による子育て等の相談支援活動を行います。	保健福祉課
地域活動事業（食生活改善）の推進	食生活改善推進員による幼児、小学生、高校生及び保護者を対象にした適切な食習慣の自立形成に向けた食育の支援を行います（調理実習や、生活習慣病予防のための親子クッキング教室、寸劇等の開催）。	保健福祉課
地域活動事業（見守り）の推進【新規】	関係機関等と情報を共有し、地域住民や民間事業者等が実施している子ども食堂や地域食堂などの活動を通し、地域全体で子どもや子育て世帯への支援体制について検討していきます。	保健福祉課 コミュニティ 総合支援室
子育て相談（保育所等）の充実	保育所等において、子育て相談や子育て情報の提供の充実を図ります。また、就学等の際には教育支援委員会での内容等を踏まえ、保護者と協議し、それぞれの子ども達に合った進路を決めます。	保健福祉課
子育て情報提供の推進	町の広報誌「広報おおつち」や町ホームページ等を活用し、子育て支援に関する分かりやすく、かつ効率的な情報の提供に努めます。	保健福祉課
アウトリーチによる情報提供の推進	保護者のニーズに基づき、保護者が必要とする情報を保護者にとって身近な場において提供します。	保健福祉課
子育てサークル事業の推進	子育て家庭が親子の輪を広げ、育児に関する情報交換や相互協力を行うとともに、子育てへの自信と喜びを持つことを目的に事業を推進します。	保健福祉課

## (2) 教育・保育サービスの充実

すべての子どもの健やかな育ちが保障されるためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供が必要です。適切な評価と改善・努力を促進し、教育・保育の質の向上を目指します。

子どもの最善の利益が守られることに留意しながら、保護者の多様なニーズに応えられるよう、延長保育、一時預かり、病児保育などの提供体制の確保と充実を図ります。

### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
認定こども園の整備促進	改正認定こども園法の趣旨を踏まえて、事業者の意向に応じて認定こども園への移行を支援します。	保健福祉課
放課後子ども総合プランの推進[再掲]	放課後児童を対象に、児童クラブや放課後子供教室等において適切な遊びや生活の場を提供し健全育成を図ります。	保健福祉課 学務課
通常保育事業の充実	利用者の意向に耳を傾け、保育所等と連携し、事業の充実を図ります。	保健福祉課
延長保育事業の推進[再掲]	保育所等の通常開所時間外の保育ニーズへ対応し、利用者の利便性向上を図ります。	保健福祉課
病後児保育事業の推進[再掲]	児童が病気の回復期であり、集団保育が困難な場合に預けられる保育環境の整備を図ります。	保健福祉課
一時預かり事業の推進	保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、児童の保育が困難になった場合に、保育に欠ける児童を一時的に預かる保育事業の充実を図ります。	保健福祉課
障がい児保育事業の推進	保育所等において、軽・中程度の障がい児を受け入れ、集団保育を行うことにより健全育成を図ります。	保健福祉課
幼稚園における預かり保育(または幼稚園型の一時的預かり事業)の推進	在籍している園児を対象とした通常の教育時間終了後の預かり保育の推進を図ります。	保健福祉課
保育所等地域活動事業の推進	保育所等の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業の継続推進を図ります。	保健福祉課
保育所等と小中一貫校の連携	保育所等から小中一貫校入学を円滑に移行させるための連携を強化します。	学務課 保健福祉課
職員研修の実施	教育・保育に携わる職員の専門性向上を図るため必要に応じて研修を行います。	保健福祉課 学務課
幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施	教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修を必要に応じて行います。	保健福祉課 学務課
教育・保育施設で働く職員のやりがいの醸成	教育・保育施設で働く職員が仕事にやりがいを感じ長く従事できるよう、処遇改善等につながる取組を検討します。	保健福祉課
子育て支援員の養成	子育て支援に参画したい地域の人材を活用する「子育て支援員(仮称)」の養成に関する研修について、県や近隣自治体などと連携を図り広域的な実施について検討します。	保健福祉課

### (3) 児童健全育成の充実

子どもたちが遊びを通して心身ともに健全に成長できるよう、各小学校などを拠点として活動する放課後児童クラブ、放課後子供教室など、子どもの居場所づくりを推進します。

#### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
公民館を活用した子ども向け事業、高齢者との交流事業	公民館を活用した世代間交流、地域文化の伝承活動等を推進し、児童健全育成を図ります。	生涯学習課
校庭開放など学校施設の活用	休日における安全な遊び場づくりに向けた校庭等の活用を行います。	生涯学習課
スポーツ少年団活動の支援およびスポーツ教室の開催[再掲]	スポーツ活動を通し、心身ともに健康な体力づくりを目的とした、スポーツ少年団への支援を行います。	生涯学習課
子どもの読書活動の推進[再掲]	子どもの読書活動の推進を図り、本を通して子どもの健全な成長を促す事業を行います。	生涯学習課 図書館
保育所等の園庭開放の推進	在宅児童や親等に園庭を開放し、遊び場や交流の機会を提供します。	保健福祉課
青少年相談事業の充実	スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を強化するとともに、青少年期における悩みの相談事業を充実させ、必要な支援へつなげます。	学務課
非行防止運動の推進	学校・家庭・地域及び関係機関、諸団体の連携を深め青少年の非行防止に資する活動を行います。	学務課

## (4) 経済的支援の充実

子育て家庭において、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、安定した生活環境の中で子どもを健やかに育てられるよう努めます。

### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
子ども医療費・妊産婦医療費の支給	子ども、妊産婦に対して医療費の一部を支給することで心身の健康を保持し生活の安定を図ります。	町民課
妊婦一般健康診査費用の助成	妊婦を対象とした医療機関における健康診査費用の助成を行い、安全な出産と母子の健康確保に努めます。	保健福祉課
乳児一般健康診査費用の助成	乳児を対象に医療機関における健康診査費用の助成を行い、乳児の健康確保に努めます。	保健福祉課
保育料の無償化	国の幼児教育・保育無償化の範囲を拡大し、保育所等に通う子どもに係る保育料を無償とし、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。	保健福祉課
副食費の実質的な無償化【新規】	保育所等を利用する子どもに係る副食費相当分を各園に補助し、保護者からの副食費徴収をなくし、副食費相当分（上限4,500円）を実質無償化する。	保健福祉課
児童手当の支給	児童を養育している家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため手当を支給します。	保健福祉課
児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない児童を養育している世帯の生活の安定と自立を促進するため手当を支給します。	保健福祉課
特別児童扶養手当の支給	身体や精神に一定の障がいがある在宅障がい児の監護・養育者に対し福祉の増進に寄与するため手当を支給します。	保健福祉課
重度心身障がい児（者）医療費の支給	重度心身障がい児（者）に医療費の一部を支給することで心身の健康を保持し生活の安定を図ります。	町民課
ひとり親家庭医療費の支給	ひとり親家庭に対して医療費の一部を支給することで心身の健康を保持し生活の安定を図ります。	町民課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	福祉資金の貸付を行い、母子父子家庭または寡婦の経済的自立と生活意欲の助長およびその児童（子ども）の福祉向上を図ります。	保健福祉課
すこやか子育て医療費給付事業	中学生以下の子どもの医療費の一部を支給することで子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができる社会の実現を図ります。	町民課



## 基本目標5 支援を必要とする子どもや家庭への取組の推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの虐待の背景には、子育てによる地域や家庭での孤立感、子育て不安などに加え、社会的要因等によって児童虐待へと追い込まれてしまうことがあるといわれています。

こうした子育て家庭の抱える親の不安や悩みを把握し、子どもへの虐待行為を未然に防ぐための訪問・相談によるケア活動を行うとともに、早期に発見・対応できる体制づくりに努めます。

#### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の運用	関係各課、民生児童委員や関係機関との情報交換による児童虐待の防止・早期発見、援助、及び啓発活動の充実を図ります。	保健福祉課
児童家庭相談の充実	家庭児童相談等の即応体制の整備を図ります。	保健福祉課
児童虐待に関する関係者会議の運用	保育所・幼稚園・認定こども園・学校・主任児童委員及び民生児童委員等と連携し、あらゆる機会において児童虐待の早期発見と予防に努めます。	保健福祉課
虐待防止ネットワーク等の活用	児童相談所、広域振興局等関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握を行うとともに、児童虐待防止に関するサポート及び児童相談所全国共通ダイヤル『189(いちはやく)』などの周知・啓発活動を推進します。	保健福祉課

## (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

社会的・精神的・経済的に不安定な状況に置かれがちな、ひとり親家庭などの親とその子どもに対して、特段の配慮と支援が必要です。

ひとり親家庭等の生活の現状把握に努め、生活支援や就業支援、経済的支援を行うとともに、情報の提供や相談支援の充実を図ります。

### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
ひとり親家庭等の親への自立・就業支援	ひとり親家庭の自立と就業支援を目的とした相談事業を推進します。	保健福祉課
婦人相談の充実	婦人の抱える諸問題に対する悩みや不安を、婦人相談員による相談・助言・指導による解消・軽減を図ります。	保健福祉課
準要保護児童世帯への支援	要保護世帯に準ずる世帯に対し学用品、給食費等費用の支給を行います。	学務課
児童扶養手当の支給[再掲]	父または母と生計を同じくしていない児童を養育している世帯の生活の安定と自立を促進するため手当を支給します。	保健福祉課
ひとり親家庭医療費支給[再掲]	ひとり親家庭に対して医療費の一部を支給することで心身の健康を保持し生活の安定を図ります。	町民課
母子父子寡婦福祉資金の貸付[再掲]	福祉資金の貸付を行い、母子父子家庭または寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童（子ども）の福祉向上を図ります。	保健福祉課
ひとり親家庭への教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の優先利用	ひとり親家庭の自立と就業支援を目的として、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業について優先的に利用できるよう努めます。	保健福祉課



### (3) 障がい児施策の推進

発育・発達において気になる子をできる限り早期に発見し、適切な療育・発達支援を行うことは、子どものその後の社会生活にとって大きなプラスになることはもちろん、保護者の不安の軽減も図られます。

そのため、障がいのある子どもが、安心して生活することができるよう、「ノーマライゼーション」の理念のもと、圏域あるいは広域の関係機関とも連携し、適切な支援及び環境づくりを推進します。

#### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
障がい児保育事業の推進[再掲]	保育所等において、軽・中程度の障がい児を受け入れ、集団保育を行うことにより健全育成を図ります。	保健福祉課
巡回児童相談の実施	障がいがあると思われる児童の養育や療育に関する助言指導等を行います。	保健福祉課
短期入所事業の充実	保護者の疾病等により、家庭において障がい児を一時的に介護できない時、入所施設で一時的に児童を預かります。	保健福祉課
特別支援教育の充実	発育や発音に不安のある幼児に対する療育指導教室を開催します。	保健福祉課 学務課
特別支援教育支援員の配置【新規】	学校に特別支援教育支援員を配置し、特別支援学級に在籍する児童の授業支援や、障がいの有無にかかわらず、支援が必要な児童の学習支援を行います。	学務課
特別児童扶養手当の支給[再掲]	身体や精神に一定の障がいがある在宅障がい児の監護・養育者に対し福祉の増進に寄与するため手当を支給します。	保健福祉課
障害児福祉手当の支給	日常生活において常時介護が必要な重度の障がいを有する児童の負担の軽減の一助として手当を支給する。	保健福祉課
重度心身障がい児（者）医療費の支給[再掲]	重度心身障がい児（者）に医療費の一部を支給することで心身の健康を保持し生活の安定を図ります。	町民課
障害児通所支援の充実	障がいのある未就学児への発達支援、就学している障がいのある児童が放課後等に利用できる放課後等デイサービス等を円滑に実施し、障がいがある児童の健全育成に努めます。	保健福祉課
特別支援学校との連携【新規】	特別支援学校に通学する子ども達が安心して教育を受けることができるよう、町ができる支援について検討していきます。	学務課
福祉型障害児入所施設の設置及び運営【新規】	岩手県内沿岸の7市町村（釜石市、宮古市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村）で構成する岩手県沿岸知的障害児施設組合により福祉型障害児入所施設を設置し、運営に関する事務を共同処理しています。福祉型障害児入所施設「はまゆり学園」では、知的障がい児童の保護、日常生活の指導および独立自活に必要な知識技能の付与を目的として、児童一人ひとりの心身の状態や年齢・発達段階に応じた必要な支援を行っています。	保健福祉課

## 基本目標6 母親と乳幼児の健康確保及び増進

### (1) 子どもや母親の健康の確保

安心して妊娠・出産できるよう、身体面、精神面の支援得を関係機関と連携しながら推進していきます。

また子どもと子育て家庭がともに健やかでいられるよう、子どもの成長段階に合わせた健診、指導を実施することで、母子の健康維持に努めます。

小児医療については、医療費の負担軽減に努めるとともに、今後も広域での医療体制の充実に努め、地域でできる限り子どもの安全や健康を確保できるよう情報提供や相談体制の充実に努めます。

#### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録するための手帳を交付し、安全な出産と母子の健康確保に努めます。	保健福祉課
妊産婦訪問指導及び健康相談の推進[再掲]	妊産婦を対象に家庭訪問を行い、安全な出産ができるよう支援していきます。また、面接や電話相談により悩みや不安の解消に努めます。	保健福祉課
乳幼児相談の推進[再掲]	乳幼児とその親を対象（4か月児、7か月児、12か月児、2歳6か月児、4歳6か月児）に、児の発育・発達の確認と子育てに関する悩みの相談を行います。	保健福祉課
新生児訪問指導及び相談の推進[再掲]	新生児の家庭訪問による保健指導を実施し、育児支援を行うとともに不安の解消に努めます。	保健福祉課
幼児歯科健診	齲歯の予防、早期発見を目的とし、受診券発行。 内容：歯科検診及びフッ素塗布。	保健福祉課
妊婦歯科検診【新規】	歯周病予防、早期発見を目的とし、受診券発行。 内容：歯科検診及び相談	保健福祉課
小児救急の啓発	乳幼児とその親を対象（1歳6か月児、3歳児）に、内科医師より小児救急についての講話を行います。	保健福祉課
1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の実施	定期的な身体測定、内科医師及び歯科医師の診察、保健指導などを行うことで、幼児の健康確保と異常の早期発見に努めます。	保健福祉課
すてっぷクラブの開催 （小児肥満予防教室）	2歳6か月児相談、3歳児健康診査、4歳6か月児相談において肥満+10%以上であった幼児及びその他栄養指導が必要とされた児の家族に対し、食習慣等の生活習慣の指導を行います。	保健福祉課
予防接種の実施	「予防接種法」に基づく予防接種を行い、乳幼児等の健康確保に努めます。	保健福祉課
不妊相談の実施[再掲]	不妊で悩んでいる夫婦に対する相談支援を行います。	保健福祉課

## (2) 食育の推進

子どもの健やかな心身の発達のためには、「食」は非常に重要です。食事は、食生活への関心を高めるとともに、家族のコミュニケーションの機会でもあります。

子どもたちが「食」を知り「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるように食育に関する取組を推進します。

また、食事は家族団らんの機会となり、子どもたちの様子を知る機会となるため、保護者への啓発活動も行います。

### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
食育事業の推進	食事の楽しさや、大切さを学び、元気な体、豊かな心を育むとともに、講和や指導、調理実習等（親と子の食生活共同体験学習）を開催し、食育事業を推進します。	保健福祉課
離乳食指導の推進	乳幼児（4か月児、7か月児、12か月児）を持つ親に対する離乳食の進め方や、食習慣について指導します。	保健福祉課
学校給食の推進	食は生きていくうえでの基本的な営みであることから、食べることの大切さ、規則正しい食生活習慣を指導します。	学務課
地域活動事業（食生活改善）の推進[再掲]	食生活改善推進員による幼児、小学生、高校生及び保護者を対象にした適切な食習慣の自立形成に向けた食育の支援を行います（調理実習や、生活習慣病予防のための親子クッキング教室、寸劇等の開催）。	保健福祉課

## (3) 思春期保健対策の充実

思春期の性行動や薬物乱用、喫煙・飲酒等の問題は、子どもの心と体に大きく影響することから、喫煙、薬物、性などに関する教育を実施します。

また、思春期には、心身の発達途上の不安定さゆえに、不安や悩みなどを抱え、いじめや不登校等により学びたくても学べない児童・生徒がいます。学校と、家庭、地域、関係機関が連携し、児童・生徒の心身の健全な発育を支える環境づくりに努めます。

### 【主な事業】

事業の名称	事業の内容	担当課
健全母性育成事業（健康教育）の推進	性・性感染症に関する正しい知識の啓発・普及を進め、生徒の健全教育を図ります。	保健福祉課
健康づくり連絡会の開催	学校保健や地域保健の情報の共有化を図る会議を開催し、学校や地域が連携し思春期保健対策に取り組める体制づくりを推進します。	保健福祉課
学校における思春期保健教育	児童生徒の発達段階に合わせながら、体育の保健領域を中心として、生命尊重、性、薬物乱用防止の指導を心身の安全確保の視点から推進します。	学務課

## 第5章 重点項目子ども・子育て支援事業計画

### 1 教育・保育提供区域

#### (1) 子ども・子育て支援サービスの充実

小学校就学前児童数の推移、ニーズ調査から算出した学校教育・保育の利用意向や就労希望等により、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付するしくみとなっており、認定は次の1～3号の区分で行われます。

#### ■認定区分

区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前の児童 (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

## (2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて設定します。

また、これにより地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

本町の「教育・保育提供区域」は、各事業が広域的に利用されていることから、町全体を1つの区域として設定し、必要な提供体制を確保していきます。

### ■教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名			区 域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育所（園）・認定こども園	町全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援		
	② 地域子育て支援拠点事業		
	③ 妊婦健診		
	④ 乳幼児家庭全戸訪問事業		
	⑤ 養育支援訪問事業 要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業		
	⑥ 子育て短期支援事業		
	⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
	⑧ 一時預かり事業		
	⑨ 時間外保育事業		
	⑩ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）		
	⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		
	⑬ 多様な事業者の参入を促進する事業		
	⑭ 子育てのための施設等利用給付事業		

### (3) 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保

#### ① 1号認定 ※教育ニーズ（幼稚園・認定こども園）

##### ■第1期計画の実績

（単位：人）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用量①	88	82	86	84	64
確保の方策②	240	240	240	148	148
幼稚園、認定こども園	-	-	-	43	43
確認を受けない幼稚園※	240	240	240	105	105
②-①	152	158	154	64	84

※子ども・子育て支援新制度が施行されるに伴い、既存幼稚園が国で新設された施設型給付を受ける幼稚園に移行せず、施設型給付に伴う町の「確認」を受けていない幼稚園のこと。また、施設型給付を受ける幼稚園への移行は任意とされており、「確認を受けない幼稚園」とは、学校法人等が運営する私立幼稚園が想定されます。

##### ■第2期計画の見込みと確保方策

（単位：人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	74	71	71	51	51
確保の方策②	94	104	104	77	77
幼稚園、認定こども園	94	104	104	77	77
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
②-①	20	33	33	26	26

#### 《事業実施に対する考え方》

令和2年度以降、町内の幼稚園は1施設が新制度に移行し、また、保育園2施設が幼保連携型認定こども園に移行しており、町内では4施設となっています。

今後の量の見込みについては僅かに減少傾向で推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

②2号認定 ※保育ニーズ（保育園・認定こども園等）

■第1期計画の実績

（単位：人）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用量①	127	156	152	174	174
確保の方策②	149	175	175	174	174
保育所、認定こども園	149	175	175	174	174
認可外保育施設	-	-	-	-	-
②-①	22	19	23	0	0

■第2期計画の見込みと確保方策

（単位：人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	181	170	170	167	162
確保の方策②	175	175	175	175	175
保育所、認定こども園	175	175	175	175	175
認可外保育施設	-	-	-	-	-
②-①	-6	5	5	8	13

《事業実施に対する考え方》

私立保育園は3施設、令和2年度以降は私立保育園2施設が幼保連携型認定こども園に移行し、町内では4施設となっています。

今後の量の見込みについては僅かに減少傾向で推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

③3号認定 ※0歳児（保育園・認定こども園・特定地域型保育施設等）

■第1期計画の実績

（単位：人）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用量①	18	28	18	30	20
確保の方策②	21	30	30	27	27
保育所、認定こども園	21	30	30	27	27
特定地域型保育施設	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
②-①	3	2	12	-3	7
保育利用率	24.3%	38.4%	24.0%	45.5%	29.9%

■第2期計画の見込みと確保方策

（単位：人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	26	25	25	22	22
確保の方策②	25	25	25	25	25
保育所、認定こども園	22	22	22	22	22
特定地域型保育施設	3	3	3	3	3
認可外保育施設	-	-	-	-	-
②-①	-1	0	0	3	3
保育利用率	41.3%	41.0%	41.6%	51.1%	53.6%

※特定地域型保育事業とは、0歳児から2歳児を対象とした少人数の子どもを保育する事業で、以下の4種類があります。

小規模保育事業：利用定員6人以上19人以下の小規模な施設できめ細やかな保育を行うサービス

家庭的保育：利用定員5人以下で保育を行う者の居宅など、家庭的な雰囲気で行う保育サービス

居宅訪問型保育：保護者の居宅で1対1の保育を行うサービス

事業所内保育：事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育するサービス

《事業実施に対する考え方》

今後の量の見込みについては、概ね横ばい傾向で推移されますが、現行の定員数で必要な事業量を確保することができるように見込まれます。（令和2年度に小規模保育事業所1施設が開設されました。）

受入体制の更なる強化が図られるよう保育士等の確保の対応を推進します。



③3号認定 ※1～2歳児（保育園・認定こども園・特定地域型保育施設等）

■第1期計画の実績 (単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用量①	92	89	94	106	95
確保の方策②	90	90	90	81	81
保育所、認定こども園	90	90	90	81	80
特定地域型保育施設	-	-	-	-	-
認可外保育施設	-	-	-	-	-
②-①	-2	1	-4	-25	-14
保育利用率	54.8%	60.5%	61.0%	72.1%	68.8%

■第2期計画の見込みと確保方策 (単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	109	106	102	100	98
確保の方策②	105	105	105	105	105
保育所、認定こども園	93	93	93	93	93
特定地域型保育施設	12	12	12	12	12
認可外保育施設	-	-	-	-	-
②-①	-4	-1	3	5	7
保育利用率	80.1%	79.7%	79.7%	80.0%	79.0%

※特定地域型保育事業とは、0歳児から2歳児を対象とした少人数の子どもを保育する事業で、以下の4種類があります。

小規模保育事業：利用定員6人以上19人以下の小規模な施設できめ細やかな保育を行うサービス

家庭的保育：利用定員5人以下で保育を行う者の居宅など、家庭的な雰囲気で行う保育サービス

居宅訪問型保育：保護者の居宅で1対1の保育を行うサービス

事業所内保育：事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育するサービス

《事業実施に対する考え方》

今後の量の見込みについては、概ね横ばい傾向で推移されますが、現行の定員数で必要な事業量を確保することができるように見込まれます。

(令和2年度に小規模保育事業所1施設が開設されました。)

#### (4) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制

本町が実施する地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策を設定します。

##### ■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業		事業概要	主な対象
①	利用者支援事業	身近な場所で、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う	0～5歳児 1～6年生
②	地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設する	0～2歳児
③	妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査を実施する	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、状況把握と相談支援を行う	新生児、母親
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、相談や支援を行う	児童、保護者、妊婦
⑥	子育て短期支援事業	親が病気になった子ども等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う	0～18歳児
⑦	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等に関する会員相互の援助活動の連絡・調整を行う	0～5歳児 1～6年生
⑧	一時預かり事業	幼稚園での在園児の預かり保育（延長保育）	3～5歳児
		保育所（園）などでの一時的な預かり保育	0～5歳児
⑨	延長保育事業 (時間外保育事業)	通常保育の時間を超えた延長保育	0～5歳児
⑩	病児保育事業	児童が病気からの回復期にある場合などにおいて、専用スペース等で一時的に保育を行います	0～5歳児 1～6年生
⑪	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後、家に保護者がいない小学生に、適切な遊びの場、生活の場を提供する	1～6年生
⑫	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案し、教育・保育に必要な物品購入費用や行事の参加費用等を助成する	保護者
⑬	多様な主体が本制度に 参入することを促進 するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進するための事業	事業者
⑭	子育てのための施設等利用 給付事業	幼稚園、認定こども園（1号部分）に係る預かり保育保護者負担分について補助する	保護者

## ①利用者支援事業

### 《事業内容》

子ども及び保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等を円滑に利用できるように、子ども及び保護者の身近な場所において相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

### 《事業実施に対する考え方》

町全体で1つの教育・保育提供区域を設定することから、ひき続き、利用者支援事業を1か所設置（保健福祉課窓口）し必要な事業量の確保を図ります。

今後も保健福祉課において、随時相談や助言など対応します。

## ②地域子育て支援拠点事業

### 《事業内容》

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

### ■第1期計画の実績

（単位：人回）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	2,314	2,325	2,544	3,378	3,378

### ■第2期計画の見込みと確保方策

（単位：人回）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
確保の方策②	実施場所：子育て支援センター 実施時期：通年				

### 《事業実施に対する考え方》

現在、町内2か所の子育て支援センターで実施しており、それぞれの地域性を踏まえた子育て支援活動を展開します。

### ③妊婦健康診査事業

#### 《事業内容》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、必要に応じて、妊婦に対する健康診査を実施します。

#### ■第1期計画の実績

(単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実受診者数	115	115	108	110	110

#### ■第2期計画の見込みと確保方策

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	110	110	110	110	110
確保の方策②	実施場所：県内の医療機関 実施体制：事業委託 実施時期：通年				

#### 《事業実施に対する考え方》

事業の性質上、町内のすべての妊婦の受診を見込んでいますが、現状の体制で確保されます。今後も関係機関と連携し受診機会の提供を図ります。

### ④乳児家庭全戸訪問事業

#### 《事業内容》

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

#### ■第1期計画の実績

(単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
被訪問実人数	75	73	69	65	60

#### ■第2期計画の見込みと確保方策

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	63	61	60	58	56
確保の方策②	実施場所：町の保健師で実施 実施機関：大槌町				

#### 《事業実施に対する考え方》

事業実施については、保健師による訪問を行っており今後も同様の体制で実施します。

## ⑤養育支援訪問事業

### 《事業内容》

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、子育てへの不安・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭に訪問し、助言・指導を行います。

#### ■第1期計画の実績 (単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
被訪問実人数	5	6	4	4	4

#### ■第2期計画の見込みと確保方策 (単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	5	5	5	5	5
確保の方策②	実施場所：町の保健師で実施 実施機関：大槌町				

### 《事業実施に対する考え方》

保健師による訪問を行っており、今後も同様の体制で実施します。  
 また、虐待防止のためのネットワークの連携体制の強化、充実に努めます

## ⑥子育て短期支援事業

### 《事業内容》

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

#### ■第1期計画の実績 (単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	—	—	—	—	—

#### ■第2期計画の見込みと確保方策 (単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	—	—	—	—	—

### 《事業実施に対する考え方》

本事業については、広域で調整し、事業の必要がある場合には適切に対応します。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

《事業内容》

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

■第1期計画の実績

（単位：人）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	—	—	—	—	—

■第2期計画の見込みと確保方策

（単位：人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	—	—	—	—	—

《事業実施に対する考え方》

本事業については、広域で調整し、事業の必要がある場合には適切に対応します。

⑧一時預かり事業

●一時預かり事業（幼稚園型）

《事業内容》

保護者の就労や疾病などによる入院、病気等で家庭での保育が困難になった園児を幼稚園、認定こども園の教育時間の前後に預かります。

■第1期計画の実績

（単位：人日）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	3,513	3,695	5,353	5,928	5,928

■第2期計画の見込みと確保方策

（単位：人日）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	6,573	7,218	7,218	7,218	7,218
確保の方策②	6,573	7,218	7,218	7,218	7,218
②-①	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

本事業については、利用希望があれば、全て受け入れていることから、現状の施設でニーズは確保されています。

今後も新たなニーズの把握に努め、利用希望があれば、随時対応していきます

●その他一時預かり事業（幼稚園を除く）

《事業内容》

常態として保育サービスに児童を預けていない保護者が、買い物等の私用や冠婚葬祭、病気、リフレッシュなどのために、一時的に子どもを預けたいとき、施設において昼間の時間帯で預かる保育サービスです。

■第1期計画の実績

（単位：人）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	125	105	43	28	28

■第2期計画の見込みと確保方策

（単位：人）

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	28	28	28	28	28
確保の方策②	28	28	28	28	28
②－①	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

大槌保育園における一時預かり事業の実施を引き続き支援するとともに、事業の必要がある場合には適切に対応します。



◎時間外保育事業

《事業内容》

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します

■第1期計画の実績

(単位：人)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	55	79	85	40	40

■第2期計画の見込みと確保方策

(単位：人)

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	65	65	65	65	65
確保の方策②	65	65	65	65	65
②－①	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

現行の体制で量の見込みについては確保できるため、引き続き各施設の取組を支援します。

⑩病児・病後児保育事業

《事業内容》

保育園・認定こども園・幼稚園等に通うお子さんが、病気又は病気回復期等にあるため保育園などに預けることができない場合で、保護者が就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭での育児が困難なときに、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

■第1期計画の実績

(単位：人日)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	0	0	0	75	75

■第2期計画の見込みと確保方策

(単位：人日)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	107	107	107	107	107
確保の方策②	107	107	107	107	107
②-①	0	0	0	0	0

病児対応型・・・児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

病後児対応型・・・児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

体調不良児型・・・児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応を図る事業。

非施設型（訪問型）・・・児童が「回復期に至らない場合」又は「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。

《事業実施に対する考え方》

平成30年5月1日からつつみこども園が「体調不良児型保育」を実施しています。

釜石市の「病後児保育室」については平成30年12月1日より大槌町民も使えるようになり、「病児保育」については該当施設がないことから、町内あるいは圏域団体と協議しながら実施について検討していきます。

⑪放課後児童健全育成事業

《事業内容》

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

■第1期計画の実績

(単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録児童数	44	43	60	69	69

■第2期計画の見込みと確保方策

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	94	94	94	80	80
確保の方策②	94	94	94	80	80
②-①	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

現在町内では、2か所で実施しています。

平成30年度から対象学年を6年生までに拡大し、受け入れ人数が増えていることに伴い、待機者が出てくる恐れもある状況となっています。

今後は、放課後児童クラブの需要を見ながら、指導員の確保、適正な受け入れ人数の規模、事業の実施形態などを総合的に検討していきます。

また、吉里吉里地区の放課後児童クラブについても、空き教室等の活用できる施設の確認や指導員の確保等に留意し、今後も検討していきます。

【大槌町 新・放課後子ども総合プラン】

項目	事業量・推進方法
①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	P59、⑪放課後児童健全育成事業に記載
②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量	放課後児童クラブ 2か所 放課後子供教室 2か所 現状一体型の施設となっていないものの、相互に連携しながら取り組みを進めていく。
③放課後子供教室の令和5年度までの実施計画	放課後子供教室は、大槌町こども教育センターOLA I・吉里っ子スクールの2か所での実施を継続していく。放課後児童クラブとの一体型での運営についての検討に並行して、放課後児童クラブ・学校・地域と連携しながら学習や体験活動に取り組む。
④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	【大槌学園】 放課後児童クラブと放課後子供教室が近隣にあり、民間の放課後児童クラブはスクールバスの運行も実施し、安全面にも配慮している。学校との距離も比較的近い。教育委員会と保健福祉課、学校関係者等において、個別ケース会議等で児童の情報を共有しており、今後も連携を強化していく。 【吉里吉里学園】 放課後吉里っ子スクールの実施状況や地域住民のニーズ等を考慮し、放課後児童クラブの整備及び実施について検討する。
⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	【大槌学園】 新校舎に余裕教室がないことから、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を施設整備した。 【吉里吉里学園】 校舎内で放課後子供教室を実施している。放課後児童クラブとの一体的な実施については地域住民のニーズ等を考慮し検討する。
⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携を図る方策	大槌町コミュニティ・スクール協議会の子ども支援部会を開催しており、放課後児童クラブや放課後子供教室、学校関係者、教育委員会、保健福祉課、関係団体等が集まり、情報共有を図っている。
⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	放課後児童クラブと放課後子供教室での児童の生活をスクールソーシャルワーカーや保健師が情報を共有し対応している。
⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に関する取組	利用者の要望等を聴取しながら、必要に応じて実施を検討する。
⑨放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	他の放課後児童クラブとの情報を共有するなどし、子どもの主体性、社会性等の向上を図っていく。
⑩各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	放課後児童クラブ内での子どもの様子や成長を保護者の送迎時に伝えるなど、利用者と子どもの様子を共有するよう努めている。また、地域住民との共同作業等による交流の場の創出に努め、児童に対する支援の輪の拡張又は強化を図っている。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業内容》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、町が定める基準に基づき、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成します。

■第1期計画の実績

(単位：人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	—	—	—	—	10

(令和元年の幼児教育・保育無償化に伴い、令和元年10月から令和2年3月の期間中におさなご幼稚園に通園している世帯において、副食費の無償化の対象となる世帯に対し実施しました。)

■第2期計画の見込みと確保方策

第2期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、他市町村の確認を受けていない幼稚園を利用する世帯がある場合や国、県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

⑬多様な事業者の参入を促進する事業

《事業内容》

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進します。

■第1期計画の実績

本町においては、第1期計画で、この事業は実施していません。

■第2期計画の見込みと確保方策

第2期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国や県の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

⑭子育てのための施設等利用給付事業

《事業内容》

施設等利用費の給付にあたり、公正かつ適正な支給の確保に努め、また、対象となる特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等についても、県との連携や情報共有を図り適切に実施します。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画に掲げた施策や事業を総合的に推進するため、関係機関及び関係団体との密接な連絡調整を図ります。

そして、計画の実現に向けて、行政だけではなく、家庭、地域社会、学校、保育施設、関係機関等の協力が不可欠です。地域社会と行政が役割分担を明確に行い、子育て家庭を支援していく体制づくりを進めていきます。

#### (1) 町の役割

町は、本計画に掲げる施策を積極的に推進するとともに、住民や企業等が子育て支援推進に積極的に参画しうるよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

なお本計画は、育児支援・母子保健を中心に、教育、まちづくり、就労支援など子育てに関わる幅広い分野に及んでおり、施策の総合的・計画的な実現のため、保健・医療・福祉に関わる各機関との連携体制を強化します。

#### (2) 家庭の役割

家庭においては、十分な愛情をもって子どもと接するとともに、人としての基本的なしつけや社会のルールを教え、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めることが大切です。また、家庭生活は男女が協力して営むものであるという意識を育む必要があります。

#### (3) 地域社会の役割

地域社会全体が子どもや子育て中の家庭を見守り、支えるという意識のもと、声かけや地域活動への積極的な参加を通して、地域の子どもたちや母親らとのふれあいの機会を増やし、地域全体での子育て支援に取り組むことが大切です。

また、本計画の推進には、ボランティア活動をはじめとした住民活力が大きく期待されることから、住民参画の気運を高めて行くことが望まれます。

#### (4) 学校教育の役割

18歳までの子どもが一貫した魅力的な学びが体験できるよう、積極的に地域社会とつながり地域の良さを生かした教育活動を展開していく必要があります。また、学校だけでなく地域・家庭と一緒に、町全体で町の子どもたちを育てていく、コミュニティ・スクールを推進していきます。

#### (5) 企業の役割

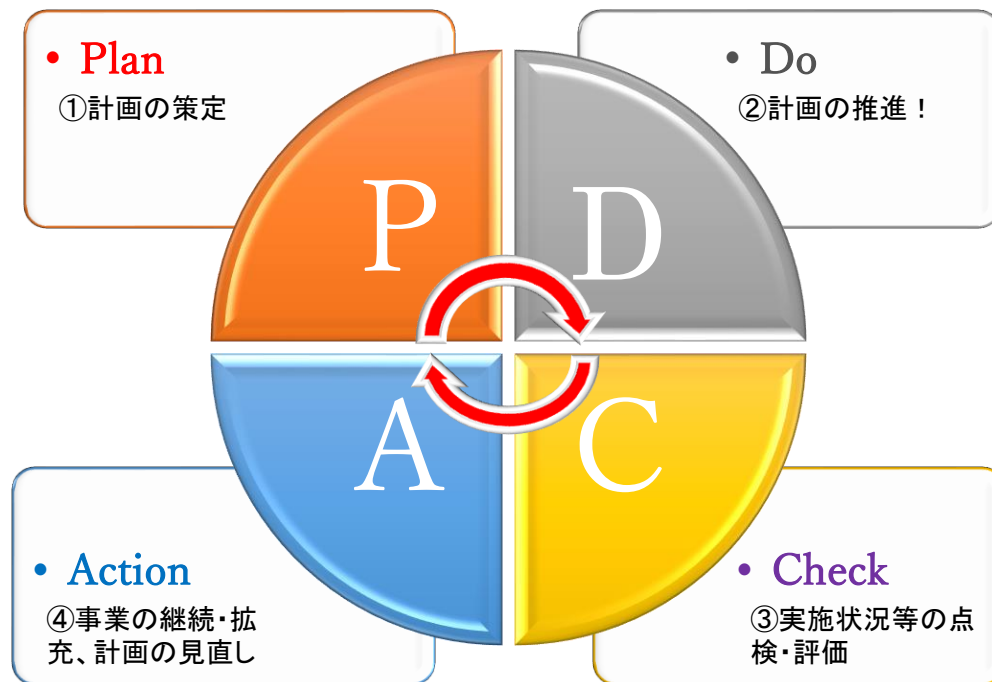
企業においては、子育て支援制度の定着を促進します。また同時に、職員一人一人が子育て支援の重要性を理解し、子育て中の父母が気兼ねなく制度を利用できるような職場環境づくりを進める必要があります。

## 2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される、「大槌町子ども・子育て会議」において事業の実施状況並びに進捗状況を確認、評価・今後の対策を講じていきます。

また、計画は、「計画（Plan）⇒実施（Do）⇒検証評価（Check）⇒改善（Action）」のPDCA\*1 サイクルを継続的に実施していくことで、目標の達成を目指します。

### ■PDCAサイクルの概念図



- ① Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
  - 大槌町子ども・子育て会議における審議等を踏まえた計画の策定
  - 目標の設定
- ② Do（実施・実行）：計画に沿って業務を行う
  - 様々な主体との連携・協働による事業の実施
- ③ Check（点検・評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
  - 大槌町子ども・子育て会議において、事業の実施状況を点検・評価
- ④ Action（処置・改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする
  - 予算編成過程における事業検討
  - 必要に応じて、計画中間年を目処に量の見込み・確保方策の見直し



## 資料編

### 1 大槌町子ども・子育て会議条例

○大槌町子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月20日

条例第26号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、大槌町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 大槌町子ども・子育て会議委員名簿

敬称略

No.	分野	団体名	役職	氏名	備考
1	学識経験者	岩手県立大学	社会福祉学部 准教授	井上 孝之	
2	学識経験者	大槌町 教育委員	教育委員代表	大萱生 都	会長
3	支援団体	大槌町 主任児童委員	委員代表	越田 征男	副会長
4	支援団体	大槌町 社会福祉協議会	事務局長	中村 一弘	
5	支援団体	大槌町 小中学校校長会	大槌学園長	松橋 文明	
6	支援団体 (就労)	大槌商工会	事務局長	村田 仁	
7	支援団体	放課後児童クラブ	放課後児童支援員	平 順子	
8	保護者	吉里吉里保育園保護者会	会 長	倉本 忍	
9	保護者	一般社団法人 Tsubomi	代表理事	大久保 彩乃	
10	保護者 (障がい児)	ももの会（障害児親の会）	代 表	東梅 康悦	
11	保護者	大槌町 PTA 連合会	会 長	高木 正基	
12	事業従事者	私立おさなご幼稚園	園長（私立幼稚園 代表）	山崎 美香	
13	事業従事者	私立つつみこども園	園長（吉里吉里地域 私立保育園代表）	芳賀 カンナ	
14	事業従事者	私立大槌保育園	園長（町方地域 私立 保育園代表）	八木澤 弓美子	

### 3 計画の策定経過

実施日・開催日	会議の名称等	内 容
平成 30 年 12 月 ～平成 31 年 1 月	子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査	[対象] 小学校 6 年生までの子を持つ保護者 [方法] 郵送、小学校を通じて配布・回収
令和元年 9 月 25 日	第 12 回大槌町子ども・子育て会議	(1) 10 月から始まる幼児教育・保育無償化に伴う大槌町の施策について (2) 第 2 期大槌町子ども・子育て支援事業計画の策定に係る骨子案について
令和元年 11 月 27 日	第 13 回大槌町子ども・子育て会議	(1) 「第 4 章 実施計画」に係る事業評価について (2) 第 2 期大槌町子ども・子育て支援事業計画素案について（大槌町における教育・保育の提供体制について）
令和元年 12 月 23 日	第 14 回大槌町子ども・子育て会議	(1) 第 2 期大槌町子ども・子育て支援事業計画中間案について（新・放課後子ども総合プランに関する取り組みについて） (2) パブリックコメントの実施について
令和元年 12 月 26 日	大槌町議会全員協議会	(1) 第 2 期大槌町子ども・子育て支援事業計画中間案の報告 (2) パブリックコメント実施の報告
令和 2 年 1 月 9 日 ～令和 2 年 1 月 23 日	パブリックコメント （意見募集）の実施	意見 21 件
令和 2 年 2 月 3 日	第 15 回大槌町子ども・子育て会議	(1) 第 2 期大槌町子ども・子育て支援事業計画最終案について (2) 第 2 期大槌町子ども・子育て支援事業計画概要版について
令和 2 年 2 月 21 日	大槌町議会全員協議会	計画最終案を報告
令和 2 年 3 月 5 日 ～令和 2 年 3 月 19 日	大槌町議会 3 月定例会	計画策定を報告



## 第2期大槌町子ども・子育て支援事業計画

発行 大槌町 令和2年3月  
編集 大槌町 保健福祉課  
〒028-1192  
岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号  
TEL 0193-42-8715  
Fax 0193-42-4314